

令和2年9月第8回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和2年9月8日第8回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐々木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 祥 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

庶 務 班 長	佐 藤 貴	副 班 長	久 保 美 保
主 事	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 高野 進議員、4番 結城喜和議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりでございます。

順次発言を許します。

14番。佐藤正司議員、登壇。

〔14番 佐藤正司君 登壇〕

14番（佐藤正司君） おはようございます。14番、佐藤正司でございます。私は大綱1問、創造的な復興の課題と展望について一般質問を行います。

では、2011年度から進めてきた亙理町震災復興計画は、今年が10か年計画の最終年度となります。創造的な復興に向けた課題と展望について、町長の見解をお伺いいたします。

第1問、鳥の海運動公園整備事業の中の第1点、野球場、多目的広場の利活用計

画についてお伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま佐藤議員のほうからご質問ありました野球場、多目的広場の利活用の計画でございますが、鳥の海公園野球場につきましては、東日本大震災で被災し、災害復旧事業として整備を行い、震災前の施設規模を基に復旧しました。原状復帰でございます。両翼、レフト、ライト76メートル、そしてセンターが92メートルの規格の野球場としまして、平成30年4月から供用を開始をしております。

また、鳥の海公園多目的広場につきましては、東日本大震災で被災した公園施設等に移転、集約し、町民全体の健康づくりやイベント開催などに幅広く活用しながら、コミュニティーの形成を図ることを目的としまして、約5.6ヘクタールを復興事業として整備し、本年3月に工事が竣工したところでございます。

現在は、芝生の養生期間として位置づけし、管理をしているところでございます。

鳥の海公園野球場の利活用計画としましては、現在も町内のスポーツ少年団の野球大会や練習に利用されていることから、今後も野球競技団体の利用を主として、町外の団体からも荒浜地区への観光、宿泊、合宿等の際の利用促進等をPRしていきたいと考えております。

鳥の海公園多目的広場の利活用計画につきましては、グラウンドゴルフやイベント、レクリエーション、そしてパークゴルフの体験等ができる多目的な利用を考えているところであります。

現在は、いかに荒浜地区へ人を呼び込めるかなど、人口交流拡大を含めた利用形態や運用方法を検討しておりまして、今後芝生の養生期間を経て、数多くの方々に利用していただけるよう、多目的広場の利用促進を図りたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） まず、野球場でございますけれども、野球場の利用状況、これは令和元年度の決算のほうからでございますけれども、年間利用が34件でございます。第1位が互理テニスコートが751件、第2位が互理運動公園が584件、3位が210件の逢隈防災公園広場というふうになっております。ちなみに、鳥の海の陸上競技場、サッカー場については、第5位の120件の利用がされております。

それに比べますと、年間利用が34件というふうな状況から、低い利用率となっております。この低い利用率の理由として、私なりに考えますと、震災前は海側に防

潮林があって、海岸から吹いてくる浜風を防いでおりましたのですが、現在はその防潮林もなく、浜風と冬から春先の蔵王おろし、吹きおろしの分で、これが影響して試合ができなくなる状況等があることから、利用率が少ないのかなというふうに考えております。

ですから、用途を野球に限定しない、例えばソフトボール、ラグビー、サッカー場の練習など、様々な活用ができるように、そういう工夫をして、利用率の拡大につなげていただきたいというふうに思います。

また、多目的広場につきましては、多目的広場と丘のエリアというのがございます。これも含めて検討願いたいというふうに思うんですけれども、完成後8年間は、多目的広場にしろ、適化法に基づく制約があるために、多目的広場として利用するんだということですが、将来的にパークゴルフ場も視野に活用したいというふうな構想で整備した経過があります。

ちなみに、平成29年度に三重県の熊野市、教育委員会で行政視察をしたわけですね。ここは、スポーツ交流都市の取組ということで視察したわけですが、そこは、健康運動広場ということで整備をしたんですけれども、内容は硬式野球場、テニスコート、多目的グラウンド、室内トレーニングジムなどで整備をしているわけです。亘理町もメインは多目的広場というふうなことで整備しながら、パークゴルフ場での交流で人口拡大、利用率を上げる。さらには、生涯にわたるスポーツ振興、これらしっかりとしたビジョンが必要かというふうに思います。

先ほどちょっと申しました、その海沿いの丘のエリアも利用して、ウォーキングやランニングなどができるトレーニングコースを整備することも1つかというふうに考えておるところでございます。

熊野市の取組のように、スポーツツーリズム、今スポーツ観戦、例えばスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融和させて交流人口の拡大、地域経済の波及効果などを目指す取組が必要というふうに言われております。

そういうことのお考えについて、どう考えておるかお伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） まず初めに、公園の野球場の利用率が低いということですが、去年は34件ということでしたが、今年度は、コロナウイルスの関係で、6月から利用開始をさせていただいておりますが、現在は6月以降週末の土日は、

地元少年団で活用されていると報告を受けております。

先ほど佐藤議員のほうから言われました、今後ソフトボールとか、野球以外の利用につきましても、積極的に利用促進に努めていきたいと思っております。

また、多目的広場におけるスポーツツーリズムと観光を合わせた活用ということでございますが、先ほどの回答とちょっと繰り返しになりますが、荒浜地区に関するプロジェクトを立ち上げて検討しているところでございますので、今後においてスポーツはじめ様々なイベントでの参加者と観光を融合させながら、交流人口の拡大を図っていききたいと思っております。

その中には、やはりトレーニングコースとか、そういうのも出てくるかもしれませんが、パークゴルフ場に関しましては、近隣の市町村大分もう整備が進んでおりまして、お客様の取り合いになっているということもございます。その辺は、ちょっとなかなか管理経費の問題等考えますと、なかなか厳しいのではないかなというふうに現在考えているところであります。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） 現在プロジェクトを立ち上げて検討しているということですが、このプロジェクトの結果というのは、いつ頃の予定で考えているんですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらのほうは、今年度中に、今年度末までにというふうに考えております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） それでは、第2点目の交流ゾーン、荒浜地区土地利用計画方針に記載されております交流ゾーン（アクティビティー拠点エリア）にキャンプ場、子ども広場の設置等についてお伺いをいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいま災害危険区域内土地利用計画の荒浜地区土地利用計画方針に示した交流ゾーン、4万8,000平米にキャンプ場や子ども広場等のにぎわいを創出する施設の設置をしてはどうかというご質問でございますが、この交流ゾーンにつきましては、わたり温泉島の海を中心としたアクティビティーの拠点となるエリアと位置づけまして、わたり温泉島の海北側約8,000平米は、温泉の駐車場として利用させていただいておりますほか、温泉西側1万1,600平米は、駐車場兼イベン

ト広場、温泉の南側8,400平米は、芝生化した上でトイレを設置しまして、公園広場として整備をしております。また、エリア南側2万平米は、広場として整備し、今後海水浴場の臨時駐車場として利用する予定となっております、それぞれ当時定めた土地利用計画方針に沿った形で現在利活用しているところでございます。

このようなことから、議員が質問されたような施設をこの交流ゾーン内に整備する計画は、現在のところございませんが、町としましては、鳥の海周辺エリア一帯を本町の観光拠点と位置づけておりますので、この交流ゾーンにとらわれず、荒浜災害危険区域内にはまだ利用されていない土地もございまして、その利活用などしまして、交流人口を増やすための新たなにぎわいを創出していきたいと考えております。

今年度におきまして、新しい観光エリア創出可能性調査業務として、今後荒浜地区を他の観光スポットと差別化を図った内容で誘客をしていくために、荒浜地区でしかできないことの磨き上げや交流人口の増加を図る上で何が魅力的で効果的な事業なのかを調査し、鳥の海周辺エリア一帯の将来構想を練ることとしておりますので、この業務においても荒浜災害危険区域内の土地利用やにぎわい創出について検討をしてみたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 交流ゾーンの中には現在の芝の公園広場、駐車場、海水浴場の臨時駐車場等々で、なかなか難しいというふうな回答でございましたが、平成28年度に沿岸交流拡大モデル施設整備事業補助金企画提案、これは県の補助金活用で、わたり温泉鳥の海に新しいアクティビティー広場として整備としてグランピング施設整備を提案しております。事業費が4,200万円、ホテル佐勘を指定管理者に指定した理由としての説明があったわけでございます。

その後、冬から春先にかけて強風等の砂の飛散等によって、グランピング計画が宙に浮いており、現在に至っているというふうに私は思っているわけでございますけれども、グランピングについては、気軽にキャンプを体験、楽しむことができ、ホテル並みの快適なサービスが受けられるということで、近年最も注目されている新しいスタイルのキャンプでございます。

そこで、最近新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、ホテル業界、観光業が大きな打撃を受けている中、新たなキャンプ場、グランピングじゃなくて、新たなキ

キャンプ場、野外活動が多く感染リスクも低いことにより、利用率が成長しております。

新型コロナウイルス流行期に最も人気の高いレジャースポットとなっている、例えばバーベキューとか、海遊び、合宿、研究などにも利用できるということで、キャンプ場は、アウトドアの施設で、3密に該当しないわけでございます。新しい、新コロナ時代による新しいアウトドアスタイルというふうになっております。

また、鳥の海公園利用者からは、子供の遊び場が少ないという声もあります。子供広場とキャンプ、テントを設け、わたり温泉があり、鳥の海海水浴場、釣り、カヌー体験、多目的広場、パークゴルフ、パターゴルフもおもしろいというふうに思っております。子供と楽しめるキッズパーク、子ども広場を整備すれば、近年にこの辺にない一躍有名になり、交流人口の拡大になると考えております。

町長、その辺の考えいかがかというふうに思いますとともに、いつまで将来構想を検討し、議会のほうに報告をするのかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほども答弁をさせていただいたところでございますが、鳥の海周辺エリア一帯の将来構想を練ることを目的としました調査業務を新しい観光エリア創出プロジェクトでございますが、そちらを実施しておりますので、この業務の中で荒浜の災害危険区域内の土地利用やにぎわい創出について検討していきたいと思っております。

議員言われるように、キャンプとか、そういうやつは、3密にならないということで、大変注目をされております。その辺、あと今佐勘さんのほうでは、遊ぶのとビジネスを一緒にするワーケーション、そちらのほうも今進めようとしているようなこともお聞きしておりますので、その辺も含めまして、なるべく早い機会に議会のほうにご提案できるようにさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 3点目の公園施設維持管理体制についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 鳥の海公園の維持管理についてですが、避難丘、緩衝緑地、そしてサッカー場、野球場周辺の除草作業やトイレの清掃につきましては、現在シルバー人材センターに委託をしまして、適正な管理に努めているところでございます。

また、多目的広場につきましては、今年度に芝生を張った初年度ということもあり、芝刈り、施肥、殺菌殺虫、目土入れなどにつきまして、芝生の維持管理に実績のある民間業者へ委託し、適正に生育管理をしております。

今後の公園施設の維持管理体制についてでございますが、鳥の海公園は、全体面積が27.5ヘクタールと広大でございますので、また、観光エリアとしての今後の展開も課題とされておりますことから、現在庁内、庁舎内ということでございますが、検討組織を立ち上げ、新しい観光エリアの創出プロジェクトの中で今後の観光施設、運動施設、そして公園施設など、荒浜一帯での施設運営や維持管理について検討を進めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 居心地のよい公園、一言で表現しますと、公園面積が広く、樹木、緑が豊富で日陰や休憩のある空間、数種類の遊具、トイレ等が整備されて、清掃状態も良好で、鑑賞するだけでも楽しくなる公園というふうに言われております。

そういう公園を目指して、シルバー人材センター、さらには、多目的広場の民間への芝生維持管理ということでやっていると思えますけれども、この維持管理費、本年度の予算計上を見ますと、公園管理費では4,300万円、運動、生涯学習課関係ですと、亘理公園野球場等々含めて5,370万円、公共ゾーン関係の防災広場敷地除草関係が250万円、これらを合計しますと約1億円、維持管理費がかかっているわけでございます。

そこで、石巻の日日新聞で財政不安、課題、復興後の維持管理というふうなことで載っているわけでございます。石巻市の復興事業や災害復旧事業で整備した施設の維持管理をどうしていくかが焦点。造るとき国の財政支援はあるが、その後の費用は市が負担しなければならない。公園の維持管理費は、氷山の一角。整備中の複合文化施設、雨水排水施設の維持だけでも年間計6億円かかると試算され、経費削減は喫緊の課題だという新聞報道がございます。

以上のことから、石巻市は、積極的に進めているのが地元団体を中心として結成される公園愛護会、電話で聞いたわけですがけれども、現在127団体を設立していると。内容は、公園維持管理のボランティアであって、地元で年数回の清掃、除草を求める代わりに、市がそれに対して助成する制度ということで、町内会等々、業務契約をして、締結をして活動費をお支払いしているというようなことでございます。

ほかの全国的にもこの維持管理の削減に努めるために、こういうふうな民間団体というか、ボランティアの育成等々を進めているわけでございます。新しいスタイルとして、このように、石巻のように、これからの公園管理は、地域連携による協働のまちづくりが課題になってくるかというふうに思います。

住民参加の維持管理、除草、草刈り、簡易かつ専門性を要しない維持管理について、地域住民の協力によって管理運営等展開できるように、活動の立ち上げに必要な資材の提供、管理相談、緑化指導の派遣、活動保険などを援護して経費削減に努める考えだというふうに思っているわけでございます。

その辺の考えについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま佐藤議員のほうから石巻では6億円かかる、亶理町でも1億円近くかかるというご質問で、そのほかのどうしなきゃならないというか、本当に施設の維持管理にかかる経費の削減は、現在の亶理町の財政状況から考えましても、喫緊の課題であるというふうには認識をしているところでございます。

先ほど回答させていただきましたが、現在進めております新しい観光エリアの創出プロジェクトの中で、今後の維持管理について、地域住民やボランティアの力を活用できないかも含めまして、今後とも検討していきながら、なるべく財政負担の少ないような維持管理に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） それでは、第2項目目の鳥の海湾防潮堤強化事業についてに入らせていただきます。

鳥の海湾宅地部、漁港西側部の整備と鳥の海湾内緩衝緑地帯整備事業での環境公園整備について、関連の事業の関連性がありますので、一括で質問いたします。

鳥の海からの津波防災対策整備ということで、亶理町震災復興計画、復興庁とのヒアリングを終えて策定された143事業の中の安全安心な防災まちづくり事業の1つに掲げられております。

整備は、どのように考えているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 鳥の海湾内の防潮対策としまして、震災復興計画に位置づけをしております鳥の海湾防潮堤強化事業と鳥の海湾内緩衝緑地帯整備事業につきましては、

500年から千年に1回程度の頻度で発生が予想されておりますレベル2規模の津波に対する減災を目的として計画をしております。

本計画を含め、高盛土構造の道路となる県道荒浜港今泉線、そして、避難道路の橋本堀添線が一連化で、いわゆる二線堤と称しました、津波に対し減衰機能を有する施設となり、それに合わせた背後地における居住地域の設定等の土地利用を行っているものであります。

1点目の防潮堤強化事業となります鳥の海灣宅地部、漁港西側部につきましては、現在計画路線の一部区間となります臨港道路からフィッシュアリーナ入り口までの町道鳥の海線沿い東側に宮城県との共同施工によりまして、平成28年度から傾斜堤防の整備を進めており、来年度の完成を予定しております。

2点目の緩衝緑地帯整備事業につきましては、平成28年度より9号排水路より舟入川排水路までの区間の用地買収を順次進めまして、地権者のご協力もあり、昨年度で必要な全ての土地の確保を終えたところでございます。

現在緑地帯の盛土整地を公共工事で発生した残土の受入れを行いながら、所定の高さの確保を優先して整備を進めているところでございます。

しかしながら、議員もご承知だと思いますが、整備に要する事業費につきましては、両事業とも町単独事業のため、一般財源となりまして、財政状況が厳しい中、限られた予算の中での事業実施となりますので、完了までには相当の期間を要することというのはご理解を頂きたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 鋭意努力して整備を進めているということでございますけれども、町単独だということ、年数もかかるということでございます。

早期の完成を望むところですが、その東日本大震災復興交付金活用事業として位置づけをして、町単費持ち出しの軽減のために、その辺の利活用できないのか。特に、二線堤として、津波から住民の安心安全のためにも、早期の完成、復興完成100%に達するように、さらなる努力をお願いしたいというふうなところでございますけれども、その復興交付金の活用についてどう考えているのかお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに対しましては、担当しています農林水産課長にお答えをさせ

ていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） こちらの先ほど町長が答弁したとおり、こちらは国の復興交付金の対象外と当初からされておりまして、その当初からも強い国への要望はしたわけなんですけど、どうしても交付金の対象ではないという復興庁からの回答でありましたので、現在町の財源で、一般財源で復興を進めているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 整備年数が重なれば、経費も重なってくるわけでございます。あとまた、維持管理、草刈り等が出てくるかと思うんですけども、その辺あたりも経費として上がってくる。そのためにも、早めの何らかの補助活用があるのかどうか、そのこのところもう一度検討していただいて、早期完成に向けて努力していただきたいというふうに思います。

次の3点目に入ります。

御狩屋国有林払下げ土地利用についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員のご質問の藤平橋国有林跡地につきましては、平成30年度に避難道路の荒浜江下線の建設に併せ、国有林約4.2ヘクタールを取得し、残土の受入れを行いながら整地工事を実施しております。来年度完了予定となっております。

当該地の土地利用につきましては、現在官民一体となった新しい荒浜地区の観光エリアの創出に向けたプロジェクトチームにおいて検討しているところでありまして、本年度中に有効的な土地利用の方向性を定めたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 取得価格、単価が平米当たり920円、雑種地ということで国有林払下げされたかと思えます。取得が3,800万円。駐車用地として、砂利を敷いて完成届けをするんだというふうなお話があるわけでございますけれども、その後の土地検討委員会を立ち上げ、民活も含めて協議をしていくということで、平成30年度の11月に我々議会に対して説明あったところでございますが、避難道路も完成をいたしまして、盛土工も終了して、今後の土地利用を有効にするためにも、そしてまた、被災地の地域活性化へつなげるためにも、これからの計画、活用が問われていると

ころでございます。

検討委員会等々で結論を出して、方向性を決めたいというふうなことでございますが、これも早期にやはり結論を出して、議会等に説明するべきかというふうに思いますが、その辺についてお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらもなるべく早く本年度中に方向性を決めたいというふうに思っておりますので、なるべく早い機会に議会のほうにお話しできるようにしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） それでは、3項目目の住環境の被災者支援事業についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 未曾有の災害をもたらしてしまいました東日本大震災から9年6か月、9年半が経過しようとしているところでございます。被災者の方々も災害公営住宅での生活において、地域に溶け込み、コミュニティーの形成も大分進んでいるように思っております。

しかしながら、いまだ生活に不安を抱えながら暮らしていらっしゃる被災者の方々もおられることを認識しております。

ご質問の被災者への心のケアの支援体制、災害公営住宅にお住まいの被災者の方々についてということだと思っておりますが、現状としては、先ほども申し上げましたとおり、被災者の方々には地域に溶け込んでおられるということ、また、町の全域に公営住宅以外にも被災者の方がいるということから、被災者に特化した心のケアを行うというよりは、全町民を対象としまして、各関係機関と連携を図りながら、支援業務を実施しているところでございます。

その中で、特に支援が必要と判断された場合には、みやぎ心のケアセンターや保健所などの専門機関につなぎ、町関係課と連携をして支援を実施しております。

災害公営住宅にお住まいの被災者の方の生活に関する相談支援につきましては、週数回災害公営住宅を巡回しております町の社会福祉協議会の生活支援相談員に相談していただければ、地域包括支援センター及び福祉課を通じまして、関係機関と連携をしまして、問題の解決を図る体制を構築しております。

また、毎月1回福祉課、健康推進課、長寿介護課、町及び国、県の社会福祉協議会、みやぎ心のケアセンターなど、関係機関の担当者が集まりまして、被災者支援連絡会を開催しまして、被災者の安否確認とおのおのの被災者に関する情報の共有と支援について、役割分担を行いながら、被災者の実情に合った支援を実施する体制を構築をいたしております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） この心のケアについて、2020年の4月の河北新報に掲載されております。東日本大震災の被災地住民の健康状態を調べております東北大の高齢経済社会研究センター、そこで被災地の心と体の健康状態について調査した結果、6年前と比べて悪化したことが分かったと。特に、メンタルヘルスの悪化が目立つということです。心のケアが重要だと指摘をしております。

また、県のほうで7市町村の災害公営住宅に入居する東日本大震災の被災者を対象にした2019年度の健康調査の結果をまとめた報告がされております。病気があると答えた割合は64.9%、調査を始めた15年度から増加が続いている。病気では特に高血圧が34%、糖尿病が11.7%、不安、抑鬱状態の指標、健康状態K6ということで、強い心理的苦痛を感じているとされている方が7.6%、厚生省の国民生活基礎調査平均が4.3%の部分がこの不安、抑鬱状態が4.3%を大幅に上回っているというふうな状況でございます。

特に、入居者の65歳以上の割合が65.2%、県平均が高齢化率が27.9%でありますので、倍の方が高齢化していると。そして、高齢者の独り暮らしの全世帯が34.5%というふうな結果が出ております。

ですので、県の健康推進課の担当者は、高齢化が進行し、独居世帯も多い。心の問題や飲酒は、孤独と関係している。関係市町村と連携して支援していきたいというふうに話しております。

10年以降だから、震災のほうの復興は終わったということじゃなくて、10年目以降の被災者の人たちに希望を持ち、心の復興ができる施策が必要であるというふうに思います。メンタルの心のケア、これが特に多く重要かというふうに思います。

特に、入居者の方が被災者が困って役場に物事を相談に来たりするわけでございますけれども、そういう方に対して優しく折衝して、町民に親しまれて、明るい役場づくりのためにも、職員一人一人おもてなしの心を持って、町民のサービス向上

に当たっていただきたいというふうに思います。

その心のケアの問題と、そういう人たちを受け入れる窓口、町民サービス、その辺についてお伺いをいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 被災者の方々、そして、地域住民の方々がこれからもずっと亙理町に住み続けていただけるよう、心身の健康や生活支援などを包括的に相談事業を今後とも引き続き、10年ということにとらわれず、実施をしまいたいと思います。

住民の皆様からも相談があったときには、関係課が連携をしまして、早期に、そして効率的に問題が解決できるよう取り組むとともに、職員には今までどおり、いや、今までより一層親切、丁寧に対応するよう指示を徹底しまして、信頼される亙理町の役場づくりに継続してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司君） それでは、2点目の家賃補助、10年間支援及び収入超過世帯の入居者説明会についてお伺ひいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 災害公営住宅に入居されています被災者世帯で政令月収8万円以下の、特に収入が少ない世帯、また政令月収が15万8,000円を超える収入がある収入超過世帯への町独自の支援につきましては、これまで令和2年度までとしておりましたが、6月開催の亙理町震災復興本部会議におきまして、災害公営住宅の建設時期により異なりますが、建物の管理開始から10年間までに支援を延長することを決定しまして、9月1日付で現行支援制度の要綱を改正しております。

入居者への説明会につきましては、町独自の支援につきましては、東日本大震災により被災され、特に収入が少ない世帯と収入超過している世帯が対象でございます。被災されていまして支援の対象とならない世帯もございます。

また、新型コロナウイルス感染症がまだまだ増え続けている状況下におきまして、入居者の多くが高齢者でありますので、多人数が集まっていたでの説明会の開催につきましては、感染症対策の徹底が困難でありますことから、開催は控えさせていただきますと考えておりますので、ご理解を願ひたいと思います。

そのため、説明会の代わりとしまして、現在町独自の支援制度を分かりやすく整理した資料を作成しておりますので、対象世帯へ配布してご説明をさせていただきます。

たいと考えております。

併せまして、入居者の皆様に将来の生活設計に役立てていただけるようにという思いで、標準的な世帯収入や世帯構成による家賃の参考例を作成しました。これらにつきまして、全世帯への配布を行う準備を進めているところでございますので、もう少し時間を頂戴したいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 被災者の公営住宅入居者の方々は、自宅が流失、そして、仮設住宅から新たな生活再建へということで、希望住宅抽選での公営住宅への住み替え入居が先行しまして、説明があったということでございますけれども、災害公営住宅入居者家賃減免期間、さらには、収入超過世帯の家賃加算、これについて説明を受けたということでございますけれども、先ほど申しましたように、とにかく安住の地ということで、そちらのほうの抽選のほうに神経が行っていて、そこが緩慢だったというふうな話も受けるわけでございます。

そしてまた、高齢者も多い中、制度上の問題を分かりやすく、親切丁寧な説明会を開催してほしいという声もあるわけでございます。ぜひ、ただいまのコロナ問題で大変厳しい状況だということで、分かりやすい資料等ということでの説明があったわけでございますけれども、そういう個別相談も含めて、親切丁寧に入居者が理解をできるように対策を望みたいというふうに思っているところでございます。

それで、3点目に入りたいと思います。

公営住宅、戸建ての入居者希望者への払下げについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 災害公営住宅の戸建てで住宅の建設に当たりましては、国から建設後5年を超えれば払下げが可能になるという説明が当時はあったようでございます。

必要数を把握するためのアンケート調査には、入居5年後に買取していただくことが基本となりますとの記載をして、意向調査を行ったこともありました。その後、国から5年を超えただけではなく、入居募集を繰り返し行っても今後入居希望者が出てくるのが想定されない状況になれば払下げが可能になるとの追加説明がございました。

亘理町の戸建て住宅につきましては、建設してから5年を超えておりますが、入居募集を行いますと申込みがありますので、払下げが可能となる要件を満たさない

ため、現時点では払下げができない状況になっております。

しかしながら、戸建て住宅の入居者には払下げを希望されている方がおられること、また、戸建て住宅の維持管理に係る経費の削減を図るためにも、早急な払下げを行いたいと考えているところであります。

そのため、県に払下げについて相談をしましたが、県からは、現在の町の状況では払下げの協議がかなりハードルが高いと言われております。

今すぐの払下げは難しいと考えておりますが、他の自治体の動向や情報の収集を行い、引き続き県に相談しながら、できる限り早く払下げができるよう努力してまいりたいと思います。

確かに、震災直後、全てにおいて国も県も町も初めての経験でございましたので、そういう部分で、被災者の方も先ほど減免措置の話がございましたが、そういう部分で、やはりいろいろと行き違いがあったのかなと、今となって、そういう部分はすごく反省すべきだったなと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 東松島市長が災害公営住宅戸建て払下げ、入居10年目標というふうなことで発言されております。払下げをできるだけ早く措置したい。市独自の家賃負担軽減支援策を実施しており、入居から10年目が1つの目安だと。復興庁と協議しながら、希望に添えるように前向きに検討したいというふうに一般質問での答弁をしているということでございます。

また、他県では、福島県相馬市、そこでは東日本大震災の被災地として初めて災害公営住宅の払下げを行うということで、新聞記事、さらにはインターネットに載っておったところでございます。

震災復興特別区域法で建築後5年で払下げをすることが可能になるということで、市内の災害公営住宅が対象となった来年1月にも売却手続を始める。払い下げるのは、2013年春に完成した相馬市南部の程田明神前団地。住民の意向調査などの結果、全46棟のうち23棟の住民が購入を希望したと。残りの住宅は、市営住宅として引き続き賃貸をするということでございます。平屋と2階建ての2タイプの戸建てで、払下げ価格は、相馬市の場合ですけれども、385万円から476万円。購入資金としては、市から基金として1戸当たり70万円を支援しているというふうなことで、私も電話でございますけれども、相馬市のほうに問合せをいたしました。そうしたら、

そのとおりでございますということで、被災地としての払下げが初めてのケースということで、相馬市が行っております。

この辺のように、亙理町も鋭意、復興庁、宮城県ではなかなかハードルが高いとかと言っていますけれども、相馬市で同じ事業でやっているわけですので、その辺り、復興庁を後押しして、払下げをしていただきたいというふうに思うところでございます。

その辺の考えどうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員が申されました東松島市、そして、相馬市の戸建て住宅の払下げを行っていることは、私も新聞報道で認識をしておりました。

現在戸建て住宅の払下げにつきましては、宮城県に相談をしながら進めておるところでございますが、相馬市が行っている払下げにつきましても、情報提供を受けまして、今後の協議の参考とさせていただきながら、できる限り早い払下げができるよう努力をしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 相馬市にも担当課のほうからそういう話があったら、親切丁寧にご指導をお願いしますということで、一言申しております。

払下げが進みますと、家賃軽減、特別家賃低減事業、11年度から減免家賃廃止による、その値上げ問題、さらには家賃高騰による収入超過世帯の退去など、例えば別居問題、公営住宅の修繕費や維持管理料、今現在680戸町営住宅維持管理委託料が6,500万円ということで、住宅供給公社のほうに委託しているわけでございますけれども、それらも軽減の対象に入ってくるわけでございます。全国初の相馬市の取組を参考にしながら、希望者に払下げを行うよう、復興庁と協議をしながら、ついの住みか、そこで終わるんだというふうな被災者の気持ちを酌み取って、ついの住みかとして安心して暮らせる環境づくりに希望に添えるよう、前向きに対応していただくことを願ひまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤正司議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時5分とします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番。佐藤邦彦議員、登壇。

〔9番 佐藤 邦彦 君 登壇〕

9番（佐藤邦彦君） 9番、佐藤邦彦であります。私は、通告順に従いまして、大綱1、コロナ感染症による学校教育活動への影響と対策について。大綱2、災害発生時における指定緊急避難場所の管理体制について質問を行います。

1番目、コロナ感染症による学校教育への影響と活動について。

コロナ疫病は、人々の行動を停滞させ、社会生活、経済、文化活動に深刻な影響を与えております。学校、教育現場は、臨時休業を余儀なくされ、再開後も児童生徒の活動制限が続いております。

子供たちは、社会の活力、未来の担い手であります。学校は、学習環境の確保、健康管理の徹底など、柔軟な対応が求められます。

このことについて、次の質問を行います。

（1）学校における感染症防止対策の取り組みについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては、所管します教育総務課になりますので、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） それでは、学校における感染症対策の取り組みについて説明をいたします。

文部科学省の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（令和2年6月5日事務次官通知）の考え方を踏まえ、亶理町立小中学校感染予防ガイドラインを策定し、感染予防のポイントや感染リスクを下げる指導を行うよう、各校へ周知しております。

また、施設管理等においては、換気や清掃、消毒作業などについて、感染予防のための指針を示し、学習環境の確保に努めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 国の文科省の持続的なガイドラインに沿って、亶理町における運営についての策定を行っているというふうなことでございますが、5月4日に厚生労

働省において、新型コロナウイルス感染症専門会議の提言があります。4項目から成る新しい生活様式の実践例が示されております。これは、皆さんご案内だと思えますが、その1つに、日常生活を営む上での基本的な生活様式として、3密ですね、密集、密接、密閉の回避があります。

学校は、教室での学習、そして、運動会や音楽発表会などの行事があります。教育活動としての集団としての活動、共同の学びの場でもあります。厚生労働省の指針は、学校運営と相反する概念になります。学校は、大変苦慮されていることだと思いますが、今後の学校教育活動の在り方、考え方について、ご見解をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 先ほどお話を申し上げましたガイドラインの中に、新しい学校様式を踏まえた学校教育活動の行動の基準というものがございまして。これに則しますと、宮城県、それから亘理町はレベル1に相当しております。レベル1ですと、児童生徒との3密を回避した距離ですけれども、これは1メートルということになっております。その1メートルの中で、どうしても近づかなければいけない、子供たち同士が近づかなければいけない場合については、マスクを着用しますけれども、それ以外について、例えば外で活動する場合ですとか、広い体育館等で活動する場合については、マスクを外してもよろしいというような形になっているところでございます。

これらを踏まえて、そのガイドライン等を踏まえまして、各学校にはなるべくこの3密を回避するように指示をしておりますけれども、今議員がおっしゃったように、学校においては密を回避することは非常に難しいところでございますので、今のところは換気、それから手洗い等の徹底をしながら、現在暑いところで、エアコン稼働して授業しておりますけれども、常時廊下、それから窓側の窓を開けて、常に換気をしながら、密になることを避けるのは難しいですけれども、その中でも手洗い、それから換気だけに十分気をつけて教育活動を展開するように、各学校に指示をしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 大変悩ましい対応、そして、ウイルスとの共存、両立を図っていかねばならないというふうな、やっぱり取組になっていくのだと思います。

それで、文科省によりますと、6月1日から7月31日まで全国で児童生徒242人、教職員51人の感染が報告されているわけです。6月1日から7月31日ですね。県内では、8月3日に南三陸町学校職員の感染があり、臨時休業となっているというふうな報道があります。

そこで、危機管理としてお伺いしておきたいのですけれども、本町において児童生徒もしくは教職員に感染者が出た場合、どのような措置を取るのかお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） これにつきましては、亘理町立学校の児童生徒または教職員に感染者が出た場合、児童生徒、教職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の臨時休業等に関するガイドラインというものを策定して、各学校に周知をしているところでございます。

このガイドラインに基づいて、例えば教職員については、自宅待機の指示を出したり、それから、子供たちにとっては、出席停止の措置を取ったりということで、このガイドラインに沿って対応するようにしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ対策特別措置法が適用され、感染症法の指定感染症に指定されているようです。そして、第1類から第5類までの中の第2類に分類されております。報道等にありますとおり、隔離施策対応が必要になってきます。

関連でお伺いいたしますが、通常期のインフルエンザA型、B型、C型、D型、これは、学校保健安全法にインフルエンザ感染の場合は出席停止が定められています。基準は、発症後5日を経過し、解熱した後2日を経過するまで、発症した日から6日間となります。そして、解熱した日より、出席停止が延期されるというふうな、学校保健法の定めがあります。

1学級にインフルエンザの感染症が発症が何人になった場合、学校における学級封鎖、もしくは学校の全体休業というふうになるのでしょうか。まず、関連としてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 具体的な1学級の中で何人になった場合に学級閉鎖をするかという、

そういう規定はございませんけれども、最終的には校長が学校医と協議をして判断する形になりますけれども、大体の場合におきましては、1学級40人でいきますと、五、六人インフルエンザに罹患したという報告があれば、そこで校長はまず学級閉鎖の検討をします。なおかつ、その状況、風邪の状況ですとかも含めて、学校医の校医の医師と相談をして、校長のほうで判断をして学級閉鎖の措置を取るというふうな形になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 現在のコロナについては、専門家会議のほうでも見直し検討が始まっています。まだワクチンがない状況ではありますけれども、今後ワクチンの供給が待たれるわけでございます。

これから季節が変わり、秋になり、そして、空気が乾燥する冬を迎えるわけであり、本当に大人も子供も体調を壊す季節であります。風邪、インフルエンザを発症する時期に向かっております。そして、この新型コロナウイルスの感染症、種類の異なる感染症の対応がそれぞれ必要になってくるわけですね。

そういった場合、見極めやケース対応というのは、どのような形でお考えなのかお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 児童生徒が例えば熱を出して、それが風邪であるのか、それともまたインフルエンザなのか、それとも新型コロナウイルスによる感染症なのかは、これは、教職員が判断することはできませんので、熱があった場合には、保護者のほうにお願いをして、まず医療機関を受診してもらおうと。そこで、例えば医師のほうからPCR検査を受けるようにと勧められたらば、そこはその時点で、その子供は出席停止という扱いになっておりますので、まず、基本的には、医師に相談をして、医師の指示を仰ぐという形になるかと思えます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今後いろいろな意味で、やっぱり集団生活、学びの場での気の取り方、子供たちへの指導というのがなかなか乾燥する時期に向かって難しさが増してくるのではないかというふうに思います。

その中で、やっぱりコロナウイルスの感染については、感染源を絶つ、感染経路を絶つ。そして、外からウイルスを持ち込まないというのが、これは絶対的な考え

方だと思えます。そして、このようなことが重要な取組になってまいります。

そのためには、保護者、ご家族の健康観察や家庭での新しい生活の実践例が必要不可欠になります。

現実的に、保護者の皆様方には、学校から数次にわたって発出された通知がなされているわけでありますが、やっぱり子供たち、学校を取り巻く、やっぱり町民の方に対しても、そういったウイルスを持ち込まない、やっぱり啓発というふうなものが必要ではないかというふうに考えるわけなんです、この辺の重点的な取組については、どのようにお考えなのかというふうにお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 今議員がおっしゃられたとおり、学校でクラスターにならないためには、家庭内感染をまず抑えることだと思います。子供たちの生活の範囲というのは限られておりますので、特に中学、3年生あたりになりまして、受験対策として町外の学習塾等に行った場合については、これはなかなか難しいですけれども、それ以外、特に小学校の子供たちは、非常に生活の範囲が限られておりますので、子供たち自身がどこかで新型コロナウイルスに感染するということはほぼ考えられない。考えられるのは、保護者が感染して家庭内感染で知らず知らずのうちに学校のほうに持ってくるということが一番でございますので、まず、保護者に関しては、教育委員会、それから校長名で通知を出しております。

それから、町民に対しては、広報等で十分注意するようというところで、注意喚起を促しているところでございますので、今後ともこの部分については、重点的に保護者のみならず、町民の方にもご協力を頂いて、決して子供たちに新型コロナウイルス感染の症状が出ないように努めていきたいというふうを考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） この項目最後になります。まだまだ暑い、残暑が厳しい季節であります。本日も35度というふうな気温が予定されております。コロナ感染症対策を行っている学校生活の中で、常時マスクを着用しているというふうな状況になると思います。気候により、熱中症による健康被害の心配があります。8月時点で、全国の熱中症の搬送者、そして、お亡くなりになった方は、過去最高というふうな新聞報道がございました。

このような中で、マスクで外気を遮っているわけです。先ほどご答弁にもありま

したが、このマスクの対応をやはりかなり気を遣う部分じゃないかと思います。この辺の今後の対応について、ご指導方法お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、新型コロナに対応した新しいガイドラインが出ているということをお話ししましたけれども、その中でもマスク着用については、まず、先ほどもお話ししましたけれども、1メートル以上の間隔があれば、マスクを着用する必要はない。ただ、1メートル以内に近づく場合については、マスクを着用したほうがいだろうということになります。

それから、外で運動する場合は、これはマスクを着用する必要はないということですので、マスク着用について、それからあと、児童が自分で苦しいと、自分で自覚症状した場合には、例えば片方外して呼吸をしてもいいというふうになっておりますので、その通知を学校のほうに周知して、マスク着用について、十分注意するようということをお話をしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 続きまして、（2）番に移ります。

教科、カリキュラムの未履修対応についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 学校が6月1日から再開し、前年度の3月の臨時休業から5月末までの履修していない学習への対応について4点お話し申し上げます。

まず1点目は、年間指導計画の見直しと学習の重点化になります。

未履修の内容をいつまでに、どこまで学習するかを明確にし、年間指導計画の内容の見直しを図りました。

2点目は、人的な配置の工夫です。

未履修の学習については、学年、学級の枠を超えて、複数の教員で指導に当たるなど、計画的、効率的に進めるよう指示をしたところであります。

3点目は、指導時数を増やす工夫です。

コロナウイルス感染予防の観点から、本年度は、学校行事の削減を図り、教科で指導する時数の確保に努め、また、1こまを40分や45分に短くした上で1日当たりの授業のこま数を増やしたり、5時間授業の日を6時間授業に変更したりするなどの措置を取るようにしました。

4点目は、臨時休業期間中の家庭学習の充実です。

未履修分も含め、学習できるよう課題を工夫をしました。学校再開後には、児童生徒の習熟度に合わせて指導したりするなどの工夫を図ったものでございます。向上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 大変なご苦勞をなさっているというふうに、この4点のもろもろの対策、取組について行っているというふうなことは、お疲れさまと私も申し上げておきたいと思います。

しかしながら、緊急事態が4月16日に出されており、6月1日から学校が再開しております。1年間の平均学習日数、約平均すると200日と計算いたしますと、1学期の遅れというふうなものは、私なりに考えた場合、かなり大きいのではないかとこのように感じられます。

1学期のカリキュラムの遅れが顕著になったというふうな、今現状での私の考えなんですが、今その遅れを取り戻すためのもろもろの対策、対応を行っているというふうなことであります。夏休みの短縮も含め。

そこで、今後学年で教育課程を終了できないというふうなことが出てくるのかというふうなこと、もうそういった場合、これから努力してならない場合もあるでしょうけれども、そういった予測なんていうのは、今現在あるのかどうかというのにも答えにくいと思うんですけれども、そういったことについてのお考えどうかなと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 先日町内の校長を集めた校長会がございました。そこで、今の学習状況について把握をしたところでございますけれども、現時点で冬休みの短縮もちょっと考えているものですから、そこを含めると、学習内容、当該学年の学習内容は終了することができるという見込みでございます。

ただ、今後インフルエンザ等による学級閉鎖、また学校閉鎖、学年閉鎖、それから、万一のこの新型コロナウイルス感染症による学校閉鎖等が起きた場合には、また改めてその授業時数の確保についてを考えなければいけないかなと思いますけれども、現時点においては、当該学年の学習はその学年のうちに終了することができるという見込みでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 感染症の影響というのは、学校、我々も前代未聞の経験だと思います。学習の遅れの中で、例えば1年生になった1学年、まず、入学式から今日に至るまでの、大変この学校に慣れるまでの大切な時間が1つ大きなやっぱり今後の課題というふうに考えられます。

あとまた、小学校6学年、中学校に進学する学年でもあります。そしてまた、中学校3年生の進路指導も含めた学習内容について、やっぱりこの学年、小学校1年生、小学校6年生、中学校3年生ですね。やっぱり別枠でこの学習指導を配慮していかなければならないのではないかというふうに思いますが、この学年については、どのような対応を行っていくのかというふうなことです。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 今回の議員がおっしゃられたとおり、特に小学校6年生と中学校3年生については、文科省のほうからの特例の措置、いわゆる当該学年の教育課程を次年度、またはその次の年度に持ち越してもよろしいというふうな対象になってはございません。つまり、6年生と中学3年生については、その年度で必ず終わりにするようにということですので、仮に何か新型コロナ等で臨時休業があった場合には、別な対応を考えていかなきゃならない。

具体的に、じゃ、ここで申し上げることはちょっとできませんけれども、ほかの学年については、例えば1年生であっても1年生の学習内容を2年生、3年生に持ち越して、年間指導計画を変更することが可能であります。

ただ、なるべくそれは避けたいなというところがございますので、先ほど答弁したように、当該学年の学習はその学年で終わるようにという見込みがありますものですから、小学校1年生、6年生、中学3年生につきましては、個に応じたような指導ができるように、指導方法の工夫やそれから人的配置を工夫することを校長に指示して、十分一人一人に応じた指導を展開するように配慮してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今回臨時休業を行っている期間がございました。その際は、家庭学習指導とか、課題プリントの配布、教科書を活用した学習がありました。現在学校のほうにタブレット端末を導入されていますね。

それで、今後もし学校が休業するなどというふうな場合に備えて、情報通信技術、ICTですね。環境が整いつつあるわけですね。学校も。そのような環境から、児童生徒の家庭でのインターネット環境を把握するなどして、ICT活用によるオンライン学習の環境整備を進めていくのかどうかというふうなことをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 臨時休業期間中などのオンライン学習につきましては、今年度10月よりオンライン学習ができるソフトを導入しまして、そういったことを考えてございます。

ですので、次回、臨時休業になった場合につきましては、そういったことも考えていますし、家庭のほうでインターネットの環境がない場合につきましても取り組んでいこうということで、機器のほうのレンタルも考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） この項目最後でございます。学校教育は、知識習得としての知育、人間関係の学びの徳育、体力増進と運動技術の習得の体育がございます。コロナの影響から、生徒児童の各種のスポーツ大会などが全部中止になっているというのが現状であります。

学校での体育授業も制限、縮小されていると聞いております。体育は、やっぱり生徒児童の精神的なストレス対応と体力低下を防ぎ、病気への免疫力を高めるための大切な授業だと私思います。

体育カリキュラムの進捗状況と体育授業への取組を今現状でどういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 教育活動に制限がかかっているのは現実でございます、例えば体育でいきますと、身体接触が多い種目、例えばこれは仮に中学校でいきますと柔道でありますとか、それから、2人組みになってする運動ですとかというのは制限かかっております。

ただ、これも先ほどお話を申し上げましたとおり、レベル1の地域においては、感染症対策を十分施した上で実施を検討する、実施の方向で動いてほしいというふうな指示がございますものですから、私のほうも校長会のほうでカリキュラムを変

更して、例えば1学期に実施するものを2学期に変更しておりますけれども、十分感染症対策に留意をして実施することを検討するというふうに話してございますので、まだ完全な形に戻ることはできませんけれども、少しずつ通常の形に体育も戻ることができるというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） （3）番のほうにまいります。

本来の教育課程に基づく学校教育活動への再開をどのように進めていくのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 臨時休業に伴う未履修については、先ほどお話し申し上げましたけれども、ほぼ学習が終了しております。

また、夏休みの短縮や現在検討している冬休みの短縮により、今年度の学習内容は終了する見込みであります。

感染症対策を講じてもなお感染の可能性の高い学習内容、例えば音楽による歌唱指導、家庭科による調理実習などについては、文部科学省の通知を参考に、できることから徐々に本来の形に移行しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 学校は、教育機関として、また、子供たちを中心とした地域コミュニティであります。住民のよりどころでもあります。そのため、住民、保護者が楽しみにしている運動会や音楽発表会は、学校と地域をつなぐ大事な学校行事といえます。

亙理町の元気を取り戻すため、感染拡大のリスクを最小限にしつつ、速やかにできることから平常時の行事等をどのように再開していくのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） これからの通常であれば、学習発表会、音楽発表会、文化祭等が開催される予定ですが、これらにつきましては、これまでの開催と同じ状態では開催できないというふうに各校に通知をしております。

ですので、各学校で工夫をしながら、例えば音楽発表会に代えて、文化祭に代えて、外とする運動会になるでしょうかね。そんな形を学年ごとに開催するですとか、それから、合唱はしないけれども、児童生徒が作成した作品について展示発表する

とかというふうに、各学校で工夫して行うように指示をしているところでございます。

残念ながら、今の時点で対面で児童生徒が歌を歌って、それを対面で保護者が聞くというような形の音楽発表会、それから、学習発表会は実施が困難であるというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 国家百年の計は教育にありと申します。教育学習の空白があつてはならないと思います。この難局に対しまして、今後の取組についてご期待申し上げ、大綱1の質問を終わらせていただきます。

それでは、大綱2番、災害発生時における指定緊急避難場所の管理体制について。

災害時の避難者への安全と安心の場を提供する避難所の役割、機能は、良好な生活環境の確保や優先順位の考慮などから多様化し、今般のコロナ感染症対策も新たな課題となっております。

このことについて、次の質問を行います。

（1）避難所でのコロナウイルス感染防止対策についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 本町における指定緊急避難場所につきましては、全て指定避難所と重複をしておりますので、災害対策基本法に基づき、災害種別ごとに亘理町地域防災計画において指定をしております。

ご質問のございました指定緊急避難場所の新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、本町の対応としまして、年度当初から検討を行ってまいりまして、感染予防のための3密を避けるために、避難所に到着しても直ちに入場せず、案内されるまでは、車内等で待機をしていただく。体育館に限らず、教室も使用した分離避難を実施することという方針で、4月にその旨を町のホームページに掲載や全行政区に回覧でお知らせをしまして、広報わたり6月号でも町民の皆様に再周知を行ってきたところでございます。

そのような中で、宮城県から6月30日に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインが示されましたので、その後各避難所におきまして、避難所従事職員と学校教職員等、総務課安全推進班の職員で打合せ会を開催し、県のガイドラインを参考にしながら、コロナ禍における避難所の受付方法や教室等を使用し

た分散避難の方法、発熱者等が避難した場合の動線の確認等を行い、また、受付で検温を実施するための非接触型の体温計や感染防止対策のためのマスク、手指の消毒液、そして、フェースシールドや防護衣などを配備しまして、避難所での感染防止の徹底を図る対策を行っております。

また、8月18日には本庁舎勤務の職員を対象としました災害時における初動対応の訓練を実施しまして、その中で、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を踏まえた避難所開設訓練も行い、職員の対応力強化に努めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 指定緊急避難場所、津波と風水害の場合、津波は9か所、風水害は8か所が指定されております。

今回の質問については、常態化といいますか、毎年あり得ることを想定した風水害というふうなことを想定しながら、質問を行っておりますが、今町長がお話にありましたとおり、この津波の避難場所、9か所、風水害の8か所、ここに今お話のあったサーモグラフィーとかパーティションとか、それぞれ必要なものについての整備、備蓄を全施設にどのレベルまで整備を進めていくのか。直近の台風10号もありましたとおり、すぐにでも台風が来る可能性がございます。これらは、全てそろえられているのかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 担当しております総務課長のほうにお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまのご質問でございますけれども、各避難所に防災備蓄倉庫がございます。そちらのほうに備蓄しておるものと、7月、それから6月の補正予算で可決頂いた分につきましては、役場、現在の裏の備蓄倉庫のほうに保管するものもございます。

現在備蓄している、避難所それぞれ準備しているものにつきましては、初動態勢で対応できるものとなっております。

なお、コロナ対策で一番重要な部分、段ボールベッドにつきましては、ちょっと現在のところ、九州のほうとか、いろいろなところで在庫不足になっておりますけれども、年度内には準備をしたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今の町長のほうからご答弁がありました。避難所での避難者への対応についてであります。5月20日付の亶理町新型コロナウイルス感染症対策本部第8報ですね、避難所における感染リスクの回避について示されております。1つが避難者が到着した際、密集を防ぐため、直ちに入場させず、待機させると。車内待機を設ける必要が生じると。体育館に限らず、教室を使用し、分散退避をさせるとあります。

これは、先ほどお話があった3密を防ぐ対策というふうなことになりますが、これは、考え方としては理解できますが、災害というのはいつ何時どのような状況でやってくるか分かりません。避難の時間帯ですね。夜なのか、昼間なのか。災害発生の緊急度、雨降りの状況、避難者人員などによるわけであります。

災害時は、命が優先、最優先であります。そのための避難所であります。整然と対応するために、訓練を行ったというふうなことでございますが、昨日、今日の台風10号による九州地方での避難状況の報道がございました。収容人員を減少させたために、ある避難者については、2か所も断れたというふうなことがございました。そのために、家に帰った人も結構いたというふうなことがありました。そうすると、本末転倒ではないかというふうに考えます。

そういったことから、訓練をやっぴり柔軟な考えに基づいた訓練ですね。図上演習を行う必要というふうなのは、私は切に感じるわけなんですけれども、先ほど訓練を行ったというふうなことではございますが、もう少し詳しく述べていただけないかというふうに思います。

そのような観点から、ここは大切な部分であると思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 8月の18日に行いました訓練に関しましては、ブラインド型といいますか、職員には今週中にはやるということには皆さんは知っていたと思いますが、急に、17時17分に地震がマグニチュード9.0の地震で6弱の震度があった。大津波警報が発令されたということで訓練を行いました。

それによりまして、避難所の開設まで行ったわけではございますが、やはり、まだ図上演習とは違う、図上で皆さんが頭に描いていたのとは違うような結果もなかなかすぐには開設うまくいかなかった部分もありますので、今後とももう一度どちらかの段階で訓練をシャドーといいますか、教えずにやりたいなというふうに考えて

いるところでございます。

議員おっしゃられるとおり、私どもの仕事というのは、週40時間ですが、24時間掛ける7、7日間を考えますと、本当に庁舎に職員がいつもいる時間というのは、わずかな、20%やそこらだと思います。それ以外は、皆さんは家庭で生活をしている、職員といえども家庭で生活をしているわけでございますので、そういうときに、これはあくまでも地震の話でございますが、そういう場合は、やはり対応はまた変わってきますので、その辺も含めてよく考えていかなければならないなと思います。

また、今回の台風10号で九州を中心に大きな人命が私認識しているところでは5名の方が亡くなられましたし、やはり100名を超える方がけがをされているという状況でございます。

避難所の開設に当たりましては、それで満員で受け入れなかったということがありますが、生命とコロナウイルスの3密を控える。どちらが大切か。それは、やはり臨機応変に考えながら、避難所運営ができるように指導、その辺をもう一度よく話し合っていきたいなと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） この項目最後なんですけど、先ほどもお話にありました町のホームページを私も拝見いたしました。そこには、避難者が一斉に体育館に避難するとウイルス感染のリスクが高まり、避難所に到着しても、入場をお待ちください。状況を確認して順次ご案内いたしますというふうなことしか載っていないんですよ。

じゃ、これでじゃその後どうするのかというふうなことについては、やはり避難する側にとってみれば、大変不安なわけでありまして。

何を持って身支度していけばいいのかというふうなことを考えれば、やっぱり図上演習、シミュレーションの中で訓練から、そしてまた、今日一昨日の台風10号からのケーススタディーを参考にして、しっかりとした案内をやっぱり載せておかなければいけないと私は思います。

やはり、避難してからでは、現場では混乱するのは目に見えているわけでありまして、そういったこともコロナ対応の避難誘導については、町民にまずもって広報周知、理解を深めておくことが大変有効ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今日の朝の情報番組、ニュースを見ていまして、ちょっと思ったのが、やはり今までよりもすごく九州のこの台風10号に関しては、避難者が多かったと。それだけ事前に今までないような台風、それがちょっと海水温の関係で少し被害が少なくなったということですが、そういう前情報、気象庁、国土交通省とかからの記者会見とかが大分2日ぐらい前からあったものですから、避難者が多かったんだと思いますが、やはりその辺も宿泊施設等はなかなかこの地域ですと難しいですが、ご親戚の家にも避難していただくとか、いろいろなバリエーションを考えながら、町民一人一人がお考え頂けるような形で、町のほうとしてもいろいろ考えてまいります。まずは、大切な命を守るために、十分なことをやっていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） （2）番に入ります。

高齢者など、災害時要配慮者が安心できる避難所体制についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 災害時におけます要配慮者につきましては、本町の地域防災計画におきましても、対象者の要件をはじめ、支援体制の構築について明記をしております。

特に、在宅の要配慮者については、各地区自主防災組織、民生委員、そして児童委員等の協力を得まして、安否確認を行うほか、必要に応じ避難誘導等を行うことにしております。

また、必要に応じまして、福祉避難所を開設するほか、指定避難所に避難した要配慮者については、福祉ニーズを把握しまして、必要であれば福祉避難所への移送を行うこととしております。

先ほど答弁漏れてしまったんですが、やはり、この要配慮者等を初めに避難所に開設した場合に、そちらの方を優先的に行うので、ほかの一般町民の方はお待ちくださいとか、そういうのを含めて、今後ホームページ等で周知をしていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 7月の、3か月前であります。熊本県を中心に九州や中部地方などで日本全国で発生いたしました集中豪雨がございました。82名の方がお亡くなり

になっております。全壊が283棟、半壊などが1,671棟、床上浸水が7,916棟、床下浸水が8,510棟の大きな被害をもたらしました。

熊本県球磨村にある特別養護老人ホーム千寿園では、高齢者14名が不幸にもお亡くなりになっております。そのほか、亡くなられた方には、高齢者が多いわけです。逃げ遅れたり、孤立する被災者は高齢者が多くいました。

災害が発生したときに被害を受けやすく、危険を察知しにくい、危険を理解、判断できない、危険に対して適切な行動を取りにくい人を災害要配慮者とされるわけでありまして。

そこで、お尋ねいたしますが、災害時要配慮者の安否確認や避難誘導のために住所の把握は行っておりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しては、担当しています福祉課長にお願いしたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この要配慮者でございますが、要配慮者、区分といたしましては、高齢者の方々、障害者の方々、乳幼児、妊産婦の方々というようなことになろうかと思っておりますが、これら全ての方々の住所を把握はしておりません。

ただし、要配慮者の中でもどうしても一人で避難が難しいというの方々には、災害時避難行動要支援者情報登録制度がありまして、そちらのほうに登録をしていただければ、各地区、自主防災組織のほうでその方々の情報を捉えまして、その方々の状態に合った避難の行動の計画を策定して、有事の際にはそちらの計画に沿って避難をしていただくということになっておりますので、要配慮者の方々につきましては、その情報登録制度に登録していただければ、スムーズな避難ができるのかなというふうに思っています。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 一部把握しているというふうなことになろうかと思っておりますが、その要配慮者の方を自宅から避難所まで誘導する取組がそこから大切になってくるわけです。

町内会や先ほど言われた自主防災組織、民生委員も含めた、その災害時要配慮者の情報を地域と共有しているのかどうかというふうなことはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 先ほども申しあげましたとおり、災害時避難行動要支援者情報登録制度、そこに登録していただいた方につきましては、各地区の自主防災組織に情報提供いたしておりますので、情報共有はされておるといところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 一部というふうな、その話でしたが、災害時要配慮者の区分といたしましては、要介護者ですね。介護、あと障害者の方々、75歳以上の独り暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯、そして、65歳以上の寝たきり高齢者というふうな、この5つに分類されるわけでありまして。

なかなかここまで行くというのは難しいとは思いますが、個別に名簿を作って、緊急時の対応として必要な支援を迅速かつ適正に行う必要があるわけですね。亘理町地域防災計画のほうには、これらの方々に対して個別計画を策定するというふうになっております。

やはり、これを作らないと、なかなか取組まではいけないというふうなことになるかと思っております。

今言った5つのカテゴリーの中から絞ってやるというのは、当然適切な対応かとは思いますが、ここの個別計画の考え方、やっぱり今後どのように考えていくのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今ご質問の個別計画でございますが、やはり本当に震災が、こういう災害がいつ何時起こるか分からない、やはり天候の不順等から来ているわけでございますが、それを考えますと、今後ともなるべく情報をこちらで持つというのものです。それとともに、やはり町内会等、そういう自主防災組織にも情報共有しながら、対応をしていくというのは大変重要であると思っておりますので、進めてまいりたいと思っております。

やはり、昨今のこの天候異常気象によります災害に関しましては、そして、要配慮者を含めた、そういう施設というのは、どうしてもそういう方々というのは、上下の動きが大変だということで、平屋というか、2階建てでも1階にいらっしゃるとか、そういうことが多いものですから、そういうのも含めまして、よくそういう情報等も今後持つておく必要があるかなと思っておりますのでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 個別の計画を持ち得ていなければ、その避難所の指定、そして、福祉避難所のほうへの対応というふうなこともおろそかになっていくわけですので、ぜひ早急な取組をご期待申し上げたいと思います。

そして、先ほども私質問したんですが、今回要配慮者の方々がやはりなかなか避難する行動に出られないと。そういった環境になってきた場合に、避難所がバリアフリー化されていたり、椅子とか簡易ベッドとか、そういったものもちゃんと準備しているというふうな情報をその方々にお伝えしておく必要があるのではないかと思います。

そうしませんと、体育館などの避難所のほうで1晩、2晩過ごすというふうなことにもなるわけですので、やはりその辺の情報共有、しっかりと行う必要があります。

避難所のその要配慮者に対するバリアフリー化ですね。そういった設備については、どのようになっているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ある程度最近の小学校の体育館とか、そういうところはバリアフリー化はある程度なっていると思いますが、ただ、教室となるとなかなか、昭和40年代に建てた校舎等もございますので、それはなっていないところもございます。

その辺も含めて、バリアフリーのほう、点検もしていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） あと、最後でございますが、避難所のほうには一般の担当課、その災害時の担当している職員のほかに、要配慮者へのケアを行う福祉部門の担当の方というのは、配置されるのかどうか、最後にお伺いいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 避難所ごとにそれは配置をされるように、当初の段階から配置をするような形で、今そういうマニュアルで今動いております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） それでは、（3）番に入ります。

コロナ感染症対応の避難所運営マニュアルの策定についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 本町の避難所開設運営マニュアルにつきましては、本年4月の亘理町地域防災計画の見直しに合わせまして、同様に改訂しておりますが、新型コロナウイルス感染症等にはまだ対応しておりませんので、県が示したガイドラインの内容を踏まえまして、現行のマニュアルを令和3年4月改訂予定しておりますので、それまでには改訂をさせていただきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 令和2年の4月に避難所開設運営マニュアルが改訂されております。この避難所の運営については、まだ新たなコロナ感染症対策については記載がされていないわけでありませぬ。

そしてまた、この要配慮者についてのこの対応の避難所開設運営というのは、非常に今後大切な対応になってくるのかと思えます。

一般の全体的な訓練も必要ではあると思えますが、やっぱり要配慮者の方に特化した、その対応をできるような避難所開設の運営訓練が必要ではないかと思うのですが、この件に関して、見解をお伺いいたしたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） やはり本当に、最近の災害を見ていると、犠牲になられるのは、要配慮を必要とされる方が犠牲になっているわけでございますので、その辺を含めまして、今後のマニュアル、そして、訓練等にもそういうものを取り入れながら行っていきたく思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 災害対応には万全というふうなことはありませぬ。その折々の災害から、やはり学ぶ、経験を蓄積していくというふうなことが大切なことだと思えます。

町民の安全と安心のために、今後とも取り組まれることを申し上げ、私の一般質問を終了いたします。

議 長（佐藤 實君） これをもって佐藤邦彦議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、13時からといたしたいと思えます。休憩。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木邦昭君 登壇〕

17番（鈴木邦昭君） 17番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、大綱2つ質問いたします。

まず、1項目目は、コロナ禍における避難所運営の在り方について。

2項目目は、危険物倉庫の建設について。

以上、2項目質問させていただきます。

近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発化、日常化していると言っても過言ではないと、このように思います。

そしてまた、終息が見えない、このコロナ禍、この自然大災害で避難者の避難所開設には新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期することも、これは重要ではないかと、このように思います。

そこで、コロナ禍における避難所運営の在り方について質問させていただきます。

まず、1点目、本町では災害時の避難所として開設可能な公共施設の活用計画、これは作成されていると、私も見せていただきましたけれども、コロナ禍における高齢者や基礎疾患のある方、障害者、妊産婦など、避難させる人の優先順位を事前に決めておく必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ご質問のコロナ禍におけます避難所運営につきましては、まず第1に、町民の皆様に対し3密を避けるために、避難所に到着しても直ちに入場せず、案内されるまで車内等で待機していただくことを広報や回覧等をお願いをしているところでございます。

避難所への入場につきましては、議員のご指摘のとおり、要配慮者を優先すべきと考えておりますので、避難所への入場案内につきましては、高齢者や基礎疾患をお持ちの方、そして障害者、妊産婦などの要配慮者から優先的に入場をしていただくこととしております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） これは、先ほど佐藤議員も話したのとちょっとかぶるかもしれませんが、一応これで提出しておりますので、答弁のほうよろしくお願ひしたい

と思います。

まず、大きな災害があった場合、避難してきた方々あるいは職員はどのように受け入れるか。これは大事になってくると思います。1つの閉鎖空間に多くの人が集まることで、感染症リスクというのはあります。避難してきた方々を順番に部屋に入れるのではなくて、やはり避難所を分ける対策の検討も必要ではないかと、こう思うわけでございます。

5月、厚労省のほうで避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料というもの、これは本町のほうにもこれは来ているんじゃないかと思えますけれども、新型コロナウイルス感染症対応の避難所全体のレイアウト、要するに動線、健康な方の滞在スペース、こういったレイアウトや、それから、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、本町にも先ほど言ったように、配布されていると思います。

これを見ますと、やはり新型コロナウイルス感染症対応時の避難レイアウト、避難受付時、それから、避難受付以降、そしてまた、健康な者の避難所滞在のスペースのレイアウトと、こういったものがありますけれども、これは見ていると思えますけれども、本町では22か所避難所設けておりますね。その22か所のコロナ禍による避難所のレイアウト、これは作成されているのかどうか、これを伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） それに関しましては、担当しています総務課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 各避難所のレイアウトにつきましては、22施設ございますけれども、レイアウトを作成している分につきましては、小・中学校と中央公民館の施設になります。以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） といいますと、公民館のほうはどのようになっているのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 現在考えておりますのは、津波と風水害ということでの避難所運営について考えてございます。

公民館等については、まだ実施はしておりません。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 実施はしていないということですが、やはり、皆さん一番集まるのは公民館ですね。また、町のほうでも一番進めているのは公民館ではないかなと私は思って、今まで見ておりましたけれども、そうではないというのであれば、それは私のほうで訂正させていただきますけれども、やはり、レイアウト作成しておくことによって、今度は本町の職員、Aというところに来て、今度は誰かと代わらなければいけない。その代わった方がやはりそのレイアウトを見れば、こういうふうにするんだなということ、この場所はこういうふうにするんだなということが分かると思うんですね。

ですから、やはり公民館もやるべきだと、即やるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 公民館につきましては、指定避難所ということで、主に避難する場所につきましては、小中学校になっておりますので、そちらのほうを重点的に考えたいというふうに考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） じゃ、続きまして、2点目に入ります。

避難者が避難所への到着時の健康状態の確認は、発熱、せきなどの兆候症状の有無について、避難所到着したら受付時に実施すると思っておりますけれども、災害の状況によって発熱、せき等、この症状が出た避難者の病院移送が難しい場合に備えた本町の対応をお聞きいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 避難所におきましては、宮城県が示しました新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインに従いまして、受付の段階で問診を行いまして、発熱やせきなどの症状がある方については、専用スペースへ案内することとしております。

その後の状況によっては、医療機関を受診することになりますが、災害状況により、医療機関への移送等が困難となってしまった場合には、本町災害対策本部を通しまして、保健所へ連絡し、対応について協議することとしております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） いずれにしましても、やはり発熱、それからせき等の症状が出た方には、先ほども町長答弁ありましたように、専用のスペース、やはりこれは確保することが大事だろうと、こう思います。

避難所のスペースの利用方法について、事前に当局とやはり調整をする。こういった調整を図るということも大事だと思っております。この件でも、内閣府で参考資料出していますレイアウトですね、この件でも発熱、せき等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウトと、そういったレイアウトを出していますので、やはりこういうのも参考にしながら、レイアウトを参考にしながら、避難者のところも作ってもらえばと、こう思います。

今日は、佐藤議員が随分コロナのことで話しましたので、私はこれでコロナのことは終わらせていただきます。

そしてまた、大綱2に入ります。

大綱2は、私はちょっと厳しく追究したいなと、こう思っております。

私がなぜ今回危険物倉庫の建設を提案したかといいますと、やはりガソリン使用の発電機、それから、20リットル携行缶の購入予定ございますね。我々説明受けました。

コロナ禍による、そしてまた、コロナ禍による手指消毒用のアルコールの在庫、これ在庫してあります。本町でも。これについて、そしてまた、この危険物を簡単に考えていないかどうか。そしてまた、ガソリンというものを甘く見ていないかどうかということで、今日は質問させていただきたいと、このように思っております。

危険物の質問は、数字も含めて質問させていただきます。

なぜ数字を入れなきゃいけないかといいますと、この数字を入れての質問しませんでした、危険物倉庫というのはなぜ危険物倉庫なのかというのが分かりませんので、数字を入れながら質問させていただきますので、答弁ももしかすると数字で答弁頂くようなものがあるかもしれませんけれども、そのときはよろしくお願ひしたいと、このように思います。

まず、本年1月危機管理対応を果たす防災拠点の機能を備えた役場新庁舎が開庁いたしました。そして、北側には災害に備えた防災備蓄倉庫も建設中でございますけれども、危険物倉庫も私は必要ではないかと、このように思いますけれども、答弁お願ひいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 危険物倉庫につきましては、消防法により、一定数量以上の危険物を保管する場合には設置が必要となるものと認識をしております。

現在建設中の防災備蓄倉庫に保管する予定の危険物としましては、燃料として使用します、先ほど議員がおっしゃった発電機等の燃料ですね。ガソリン及び灯油が該当すると思いますが、災害時には協定に基づき、町内業者から供給をしていただくこととしておりますので、どちらも消防法で規定されている数量以下の最低限の数量のみを適正に保管する予定としておりますので、危険物倉庫の設置は、現在のところ予定はしておりません。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） といいますと、業者がガソリンを持ってくる。それで、携行缶にガソリンを入れるんですか。それとも、ポータブル発電機のほうに直接入れて帰るのでしょうか。その点ちょっと伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらのほうは、携行缶に頂くという形になります。直接は、何年か前に、花火大会か何かで大変な事故が起こっておりますので、重々承知しておりますので、もちろん給油に対しては、十分な注意をしながら、その辺はさせていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 1つ確認しますけれども、7月の全協の説明では、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業の説明という中で、ポータブル発電機25台、そしてまた、ガソリン携行缶25台、これを購入する予定ということで説明を受けました。

8月31日の全員協議会では、防災備蓄品購入事業の品目の中に、ポータブル発電機22台、そして、ガソリン携行缶が20リットル、これが22缶購入予定ということが載ってございましたけれども、この件について、私はこの25から22に減らしたのか、それとも25と22、別々購入なのかということ、この辺伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらのほうを担当している総務課長に答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 携行缶につきましては、6月補正のときには、復興交付金という

ことで22台、それから、7月の補正予算につきましては、コロナ関係対策ということで、地方創生臨時交付金を活用した分ということで、25台、合計47の購入となっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ということは、25缶と22缶の47缶、ガソリン携行缶入るということですね。

この危険物を扱うのであれば、やはりしっかりした危険物倉庫を造りませんか、先ほどもお話ございましたけれども、町長のほうからありました、携行缶、今は携行缶、事故起きないようにということではございましたけれども、やはり、この携行缶というのも指定数量の中にもう入りますからね。それを勘違いしないでもらいたい。もう携行缶だから関係ない。そういうことじゃありません。

まず、今回なぜこの危険物倉庫を提案したといたしますと、そういったことから私は提案したわけがございます。もしこの災害が起きたときは、発電機使用します。そして、ガソリンを購入するわけですね。47缶全部使わないと思います。でも、例えば47缶全部にガソリンを含めたと、入れたといたします。そうしますと、全部で何リットルになるかと。940リットルになるんです。20リットル缶に全部47缶に入れましたら。そうしますと、これは消防法に適応します。消防法で定めている指定数量以上となりまして、消防法では、指定数量以上の危険物の貯蔵または取り扱う場合は、許可を受けた施設において政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないと、このようにございます。

1つお聞きしますけれども、ガソリンは、消防法では指定数量を示しておりますけれども、ガソリンの指定数量、何リットルかご存じでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私も実は乙種4類持っておりますので、その辺は認識しております。200リットルと記憶しております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 安心しました。というのは、昨日ある課長にこちらの課長の中で、答弁者の中で、危険物の免許を持っている方いますかと聞いたら、誰もいないと思いますということだったんですよ。あ、それじゃどうしようかなと。数字を出すと答弁にはちょっと困るなと思ったんですけれども、町長が持っているということだ

ったので、数字でいきます。

そうじゃないと、危険物というのは分からないんです。この数字を出さないと。ということで、今ガソリン、指定数量200リットルと、町長から頂きました。確かにそうなんです。

先ほど話したように、20リットル47缶ガソリンを発注しますと、940リットルとなります。そうしますと、ガソリンの指定数量、1倍、1倍というのは200リットルですね。これに対して4.7倍になるんですよ。これは、もう完全に指定数量オーバーなわけです。

ですから、例えば22缶の25缶ということで、先ほど答弁頂きました。別々だということで。例えば、22缶はそれぞれのところに1缶ずつ置いたと、避難場所に。そうしますと、指定数量以下になります。ただし、この25缶、じゃどうするのということになります。25缶をじゃまた1か所ずつにやると、今度2缶になりまして、40リットルになります。こうなりますと、少量危険物という形でなるわけです。

しかし、あと3缶残っているわけです。その3缶じゃどうするのと。どこかに入れる。そしてまた違うところに1缶ずつ置くのか。そういうことはないと思うんですけども、そういう形で、やはりこの指定数量の4.7倍と、完全な指定数量オーバーという形になりますから、ここのところ考えていただきたいのと、こう思っております。

そしてまた、携行缶使用、使用終わりました。使用終わって空になりました。空になった缶、これも20リットルと換算されますからね。空だから大丈夫だと、そういう安易な気持ちは持たないでください。これは、もう20リットル入れた、10リットル入れても同じです。10リットル入れて、空になったからいいじゃないんです。それでも20リットルという形で計算されます。

そういったところをよく考えていただきたい。このように思います。

空き缶だから大丈夫だと。それから、購入したばかりで使用していなければいいですよ。購入しただけで使用していないのは、これ問題ありません。まとめて47缶入れてあっても全然問題ありませんから、ただし、油、ガソリンを入れたら、これはもう完全にアウトだということを頭に入れていただきたいのと、こう思います。これは、もう本当に非常に重要なことでございます。

そうなった場合、そのままの場所で管理するのか、どのような管理するのかとい

うことをちょっとお聞きします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらのほう、総務課長に答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 備蓄倉庫のほうに保管ということで考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 備蓄倉庫というのは、買ったばかりのときは備蓄倉庫でいいんです。油が入ったら、備蓄倉庫ではもう扱えないんです。それを頭に入れていただきたいと。

先ほど言いましたように、空き缶になったから大丈夫じゃないんです。空き缶になっても、空き缶になった場合は、それは20リットル入っているという形で見られます。これ、消防署に行って聞いてください。どういうふうなものなのかをですね。

先ほども話しました、5分の1以上、先ほど指定数量200リットルと言いました。5分の1以上200リットル以下、これは、少量危険物として扱えるわけですがけれども、しかし、これでもこの少量危険物でも町の火災予防条例、ここに、要するに互理消防署です。こちらのほうに連絡しなきゃいけない。こういうことになっております。

5分の1ですから、ガソリンであれば、一番少なくて40リットル、要するに20リットルが2缶以上、10缶までという形になろうかと思えますけれども、10缶以上は、これは消防法適用、こうなります。

私は、実は先日岩沼消防署にまた2回ほど行って、いろいろまたこれ確認してまいりました。それで、こういう事情ですという、こういうものを購入予定ですと言いましたら、これだったら、やはり危険物倉庫を設置されたほうがよろしかろうと思えますと、こういうことを言われてまいりました。

それは、あとは町の考え方でありまして、やはり、ガソリンというのはどのぐらい危険かということは、後々、後でまたお話ししますがけれども、5分の1以下はじゃどうするのということになりますけれども、1缶ですね。1缶の場合は問題ないんです。1缶どこかに置いておく。ただし、これも危険物ですから、ガソリンですから、例えば避難所、学校に避難所ございますね。学校の体育館にじゃガソリン置きましょう。間違ってこれ火災起こしたら大変です。

ですから、そのところは、やはり消防署のほうでも学校はちょっと考えておかないとまずいでしょうということを言われてまいりましたので、そのところも気をつけていただきたいと、このように思います。

昨年の7月ですけれども、京都アニメ放火殺人事件ございまして、犯人はガソリンをまいて、36名、尊い命を奪ったわけでございます。そしてまた、犯人もガソリンを浴びて、大やけどをした。あのときの私は、犯人の歩く姿、そして、大やけどをしたときのあの顔見ましたけれども、全く別人でしたね。これだけガソリンというのは怖いんです。

そして、ガソリンというのは、危険物の中でも第1石油類に入って、しかも、ガソリンの引火点、これはマイナス41.3度です。ですから、もうマイナス41度のところに行って火つけてもばっと燃えると、こういうことでございます。

いかにこのガソリンというのは怖いものかということでありまして、これは本当に管理、しっかり管理していかないと大変なことになると私はこう思います。

このようなことを考えますと、やはり危険物倉庫は必要ではないのかなと、こう私は思いますけれども、どう考えますか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ガソリンの危険性に関しましては、私も理解をしているつもりでございます。

とにかく、気化したのが一番危ないわけでございますので、その辺も含めまして、庁舎内で検討をさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） じゃ、ガソリンはこの辺にしまして、次に、町で現在保管しております危険物がもう一つあるんですよ。これは何かと。コロナ禍で消毒剤として在庫しているアルコール、1斗缶、15キロ缶、手指のあの消毒剤、これ担当課知っているといますけれども、このアルコールですけれども、エスミールWK75というアルコールでございました。これ、先ほども言いました15キロ缶、そして、本町では14缶在庫しておりました。

その中の4缶は、どこか別々のところに置いて、一括で10缶保管していると。こういうことでございます。

それで、このアルコールの件でございますけれども、このアルコールは、エチル

アルコールでございます。エチルアルコールといいますと、酒精アルコールです。酒精、要するに酒なんです。ですから、あそこにあるエスミールというのは、あれお酒と思ってください。お酒の強いやつと。飲んでも死にませんから、これは全然大丈夫なアルコールで、エチルですから、大丈夫です。

ただし、メチルアルコール、これは飲まないでください。目が潰れる、それから死亡する、こういった形でありますので、ここのところ、ですから、このメチルアルコールの場合は、毒劇物剤に入っております、エチルの場合は、毒劇物から外れております。

そういうことで、ぜひこのところも考えながらやっていただきたいと、こう思いますけれども、このエスミールWK75のラベル見たことございますかね。ラベルの中に、危険物のマークが入っているんです。その危険物、要するに、絵表示ですね。どういうのがあるのかというと、人の絵が入っています。人の絵の中に、人手みたいな、こういうのが、白いのが入っています。これは、胸付近ですね、人の手のようなのが入っています。これがまず1つ。このマーク。それから、感嘆符、要するにびっくりマークが入っています。このびっくりマーク、これは注意の喚起ということでございます。

それからもう一つは、炎のマークが入っています。この炎のマークというのは、空気、それから、熱を火花にさらされると発火のおそれがあるというマークなんです。その3つが入っているはず。それをもう一度確認してください。

この絵表示について、担当課のほうでは、これは見ているのかどうか、そのところ答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それに関しては、担当課、総務課長より説明をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） マークについては、一応確認しております。

現在のところ、濃度と量だけ一応確認はしております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 濃度は、エスミールWK75、75というのが入っていますから、アルコール度75度でしょうと思っております。

一応アルコール扱うには、やはりこれも引火点というのがあるんです。アルコー

ルも危ないんです。アルコールの引火点は13度という形で、今見られているわけですが、これは、消防法では400リットル以上扱うときは、危険物倉庫で保管すると、このようになっております。

本町では15キロ、14缶持っているわけですから、15キロ、14缶でじゃ何リットルかという、リットル換算しますと、比重計算しますと17リットルになるんです。ですから、17リットルが14缶となりますと、238リットルとなります。

そうしますと、先ほどガソリンでも話しましたけれども、指定数量の5分の1以下と、このようになります。そうしますと、5分の1以下、400リットル未満、ごめんなさい。5分の1以上ですね。5分の1以上400リットル未満という形になると思いますけれども、やはりこれも町の火災予防条例、これに引っかかるんですね。

ですから、これは町の消防署に届け出なきゃいけないんです。

そこで、この亘理消防署にこれは届け出ているのかどうか、その点伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 総務課で確認、量と濃度につきましては、総務課で確認しております。

在庫している分につきましては、1斗缶約18リットルで、現在残っている分につきましては、10缶、約180リットルになります。

保管方法につきましては、80リットルを超えないように、3か所に分けて保管している状況でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 亘理消防署のほうにはどうなっているのでしょうか。それをお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 消防署のほうには届出はしておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひ何かあった場合困るので、これはやはり消防署のほうにも届出させていただきたいなど、このように思います。

今言われました、私17リットル計算でいきましたけれども、比重が0.87か幾らだと思ったので、それで17リットル計算させていただきましたけれども、14缶で238リットル、それで一括で10缶、10缶となれば170リットル、こういう形になります

けれども、ただ、そうなりますと、0.4倍になります。アルコール1倍に対して0.4倍になりますから、問題はないだろうと、こう思いますけれども、しかし、少量危険物、こっちのほうに入っちゃうんですね。ですから、そのところは、やはり気をつけていただきたい。

ガソリンを1か所に保管する。そして、アルコール類、それもまたそこに保管する。両方合わせて保管するとなりますと、完全に危険物倉庫が必要となります。

そしてまた、一定数量以上の危険物、これ貯蔵取り扱う場所においては、必ず危険物取扱者の資格者という者を置かなければなりません。ここにはいらっしやらないという、職員の中にいるということを経験しましたし、また、町長も持っていらっしやるということだったので、町長の名前でも入れればいいのかなどは思いますけれども、やはり、危険物乙種の第4類、この資格を持っている人、やはりコンプライアンスというのは、しっかりしなけりゃいけないだろうと私はこう思いますけれども、この件についていかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在ちょっと調べさせて、私のほうから調べさせていただきましたけれども、甲種危険物の取扱いですけれども、有資格者、甲種が1名おります。そのほかに、乙4類が私は入っていませんが、6名おりますので、その辺含めまして、やはり今後何年に1回か講習を受けて、私以前は責任者として登録、ちょっと会社のいろいろ都合で少量に変更したものですから、最近講習受けなかったものですから、職員に対しても講習を3年に一遍ぐらい講習あったと思いますが、そういうのを受講させるようにしていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 甲種の方1人いるということで、この方だったら1類から6類まで全部見ることができます。乙4類であれば、もう4類しか、要するにシンナー、燃えるもの、こういったもの、液体のほうですね、これしか見られないので、この4類だけでもいいですから、やはり6名いるということでしたけれども、管理職の方も1人、2人いてもいいのかなと私は思っておりました。

ぜひよく考えて、やはり管理していただきたい。

購入すればいいとか、在庫をしておけばいいという、こういう問題ではないんです。何ととってもやはり危険物を扱うわけですから、何か起きてからでは遅いと思

います。

それで、よく財源が厳しいということを言われます。財源が厳しい。大体危険物倉庫幾らぐらいかかるかなと思いますと、平成の15年頃で約600万円ぐらい。現在であれば1,000万円いくかどうか。1,000万円ぐらいするかなと思います。

大体5メートル、3メートル、15平米ぐらいですね。そういったぐらいのでもやはりそのぐらいするんです。

そういった中で、安価なユニットというのものもあるんですけども、これはでもあまり勧めたくないとは私は思っております。やっぱりしっかりした、もし造るのであれば、しっかりした危険物倉庫を造るのがいいのかなと、こう思います。

それで、財源が厳しい、厳しいと言っていますけれども、この事業債が使えないかどうかということです。事業債。何があるか。緊防債とよく言います。緊急防災減災事業債、これがございます。これを使って造れないのかどうかということを思ったわけでございます。この事業債は、地方債充当率が100%でございます。そして、町負担は30%、そして、国負担が70%です。これはもう非常に有利な事業債ではないかと思っておりますけれども、これは、もう以前学校のトイレ、あのとき私話しましたら、学校のトイレもそれで作っているはずですよ。

そういった形で、この事業債使うといいのではないかなと、こう思ったんですけども、この事業債で危険物倉庫の建設、いいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この緊防債が使えるかどうか、確認をさせていただきまして、検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 緊防債は、とにかく今年度で終わりですから、来年の3月で終わりです。ですから、もし使えるのであれば、これは早く使ったほうがいいのかなと。ただ、使えるかどうか、これは確認しなきゃいけないと思っております。

この危険物の貯蔵及び取扱いにやはり厳しい規制が設けられているというのは、やはりこの危険物は、私たちの生活の向上に大きく貢献している反面、一度その取扱いを誤りますと火災、それから爆発、こういった災害を引き起こすという潜在的な危険性があるわけです。

指定数量を1倍以上を超えていながら、危険物倉庫を設置していない場合は、無許可貯蔵ということで、これは非常に厳しい罰則が来ます。消防法第41条では、1年以内の懲役、もしくは100万円以下の罰金に処せられます。知らなかったでは、やっぱり済まされないと思います。

いずれにしても、危険物を管理するときは、しっかりやはり管理しませんと、何か大きな事故があった場合はどうなるか。亘理町が笑われるんですよ。ですから、やはりしっかりこのコンプライアンスをしっかり遵守していただきまして、徹底していただきたいと、このように思いますけれども、町長、最後答弁お願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 危険物、特にガソリン、そして灯油、アルコールというのがメインな貯蔵品になると思いますが、特に、ガソリンにおきましては、気化した、乙種4類は気化したやつが燃えるわけでございますので、その辺を含めて職員で危険物の恐ろしさ、その辺を徹底しまして、防災倉庫等の建設を検討してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 以上で質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1 番（小野一雄君） 1番の小野一雄でございます。私は、大綱2問について、1つは、さざんか号の運行について。2点目が鳥の海公園の整備について質問いたします。

まず、さざんか号の運行についてであります。役場庁舎、保健センターの開庁と新たなデマンドタクシーの導入によりまして、町民のさざんか号に対するニーズも変化しております。

そこで、次の点について質問をいたします。

1番目として、さざんか号の路線については、「サニータウン線」「荒浜線」「北部循環線」「南部循環線」の4路線があります。役場新庁舎、保健福祉センター開庁時において、役場庁舎乗り入れについての議論はなされたのか。この辺の質問をいたします。お尋ねします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町民乗合自動車さざんか号につきましては、路線型のバスとして、主要4路線により運行しておりますが、その運行ルートや時刻につきましては、各関係機関の方々や町民の代表で組織をしております互理町地域公共交通会議におきまして、互理駅を中心に通勤や通学に利用されている方、そして、買物や通院等に利用されている高齢者等の利便性に考慮しながら検討及び協議を行っております。

今年1月に新庁舎及び保健福祉センターが開庁となりましたが、その前に開催した地域公共交通会議の中で、新庁舎を中心とした地域公共交通の再編についても検討をしております。

しかしながら、さざんか号の路線の変更よりも先に、町民の公共交通手段の確保と強化、高齢者の社会活動機会の拡大、さらには、町全体の交通空白地域の解消といった公共交通の利便性向上に幅広い効果が大いに期待できるデマンド型乗合タクシーの運行を進めることによる利用者へのサービス向上が早急ではないかといった方向の議論が中心になされたところであります。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 今町長から町の町民乗合自動車運行部会、運行会議で議論されてきたんだと。

さざんか号の最大の趣旨は、やはり公共交通の足としてJR利用者、通勤通学者の足の確保、これが主眼になるかなど。その辺私も十分理解しております。その補足として、デマンドタクシー導入したんですよということでもありますね。

今年の予算ではさざんか号の委託料として4,275万円、この新しいデマンドタクシーの事業費として2,274万円、こういったものが予算化されておりますけれども、この中で、料についても合計で7,639万5,000円ぐらいになるんですけれども、昨年の事業費を考えますと大分増加していますね。昨年は5,600万円近くの実績ではあるんですけれども、私は、その中で、議論されてきて、されたということではありますが、この公共交通会議、いつ頃この議論やったのか。再度ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうは、担当しています企画課長にお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） この会議につきましては、いつやったというのは、申し訳ございません。私もちょっとそこところは引継ぎ受けておりませんでしたので、いつやったかは、ちょっとあれなんですけれども、2月には1度やっているというのは聞いております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 私は、本来であれば、亶理町開庁時にさざんか号の乗り入れもできればいいなと思っておったんですが、いろいろ今交通会議あるいは運輸局の許認可の関係、こういったものあるわけですから、それは無理なんだろうなと。いずれこれから議論してまいりますけれども、この具現化に向けてのお話を詰めていきたいなというふうに思っております。

それで、（2）番に入ります。

今後路線の変更、停留所の変更、ダイヤ改正についての考えについて、まずお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） さざんか号の路線や停留所、ダイヤの改正につきましては、先ほどもご説明したとおり、亶理町地域公共交通会議におきまして、再編等を協議することとなります。

これまでは、デマンド型乗合タクシーの運行開始を中心に協議を進めてまいりましたが、各関係機関との協議も整い、今年の8月3日にデマンド型乗合タクシー「わたりん号」の運行を開始することになりました。

今後は、路線型バスさざんか号とデマンド型乗合タクシー「わたりん号」の利用状況等を踏まえまして、町内全体の効率的な地域交通の在り方について検討を進めていく必要があります。

その中で、利用者のニーズに合ったルートの変更やダイヤ改正についても検討すべきと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 路線は4路線あるんですが、停留所の数を点検しましたら、61か所あるんですね。4路線合わせて。一番多いのは、荒浜、北部循環線が15か所。これには、地図に始点、終点載っておりますけれども、北部循環線が15か所、荒浜線が

鳥の海方面と高須賀方面に行くように分かれておりますけれども、トータルで19か所と。サニータウン線が14か所。南部循環線もいろいろルートがありますけれども、13か所。例えば、これにもし、これから議論してまいりますけれども、亘理庁舎前が加味されると62か所になるのかなと思います。

ここ、(2)番について、一括していろいろ質問しておきたいと思いますが、まず、ダイヤ改正については、何とんでもJR東日本のダイヤ改正が一番大きく関連してくるのかなというふうに思っております。9月3日のJR東日本の報道によりますと、来年の春にダイヤ改正をしたいと。メーンはいろいろありますけれども、首都圏の終電車の繰上げですね。これを30分程度繰り上げて、作業間合いといえますか、保守作業の間合いを確保しながら労働条件、働き方の改革に努めていくんだという話がありました。

したがって、これに伴って、この辺の常磐線のダイヤ改正、こういったものもなされてくるのかなと。

そこで、1つ、これ関連でありますけれども、ダイヤ改正でありますから、常磐線の走っております特急ひたち、これ亘理停車というの今1本しかないんですね、上下。この辺もひとつ頭に入れていただきたいなと思います。

それで、ここで質問したいのは、もう1点質問いたしますけれども、昨年ですね。年末特別号ということで、さざんか号を亘理荒浜間、3日間運行したんですが、今年も考えているかどうか。まずお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 昨年の実績的に大変利用者が少なかったということがありますが、今年度もできればもう一回事前に町民の皆様にはちゃんとお知らせをしながら、今年度もできれば何本かになるかもしれませんが、運行していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 昨年利用実績見ると分かりますけれども、去年は3日間で105人の利用者があったと。平均すると35人ぐらいになるのかなと。この中で、全体のさざんか号の利用客というのはどのくらいあったのかと申し上げますと、3万8,685人、3万八千人台だと。これを5年前は比較してみたんですが、5年前と比べると、32,591人減になっているんですよ。平成27年度、さざんか号の利用客が7万1,000人とざっくり覚えていただいて、平成31年度、令和元年度は3万8,000人なんですね。

そうしますと、三角の3万2,000人ぐらいになるんですが、約54%の減になっていると。これが各路線ごとずっと調べてみますと、そういうデータになっているんですね。大体五十何%ぐらいずつ、5年前に比べて下がっていると。利用客が。

特に、私びっくりしたのは、この平成27年度において一番利用客の多かったのは、北部循環線なんですね。2万2,235人。北部循環ですから、逢隈方面に行く路線ですね。これが2万2,000人あったんですが、昨年度は9,600人台に落ち込んでいると。こんな状況で、なかなかわたりん号の利用者も厳しいものがあるのかなと。それは、人口減少、そしてまた、現在言われておりますコロナの問題いろいろあります。

したがって、厳しいものがありますけれども、(3)番に移りたいと思います。

(3)番、役場庁舎にさざんか号の停留所を設置し、町民の利便性向上を図るべきではないかということではありますが、まず、町長の答弁をお願いします。

議 長 (佐藤 實君) 町長。

町 長 (山田周伸君) 役場庁舎にさざんか号停留所ということですが、さざんか号につきましても、朝夕の運行や運行経路の兼ね合いもありますことから、4路線全て全時間帯を乗り入れさせることは難しいものと考えております。

しかしながら、昼間の時間帯や一部の路線を乗り入れさせることについては、新庁舎及び保健福祉センターという、本町の新たな中心となる施設がオープンしたことを踏まえまして、今後互理町地域公共交通会議におきまして協議したいと考えております。

議 長 (佐藤 實君) 小野一雄議員。

1 番 (小野一雄君) ちょっと質問がざっくりの質問であれなんですが、まさにそのとおりなんですね。私もこの全便を役場庁舎に乗り入れてほしいなんていうことは毛頭考えておりません。

何ととっても、先ほど申しあげましたように、さざんか号の朝夕の運行については、通勤通学客の利便性向上が一番だというふうに考えております。朝夕の電車、例えば私も電車通勤経験ありますけれども、朝夕の1分というのは、朝の1分というのは、これは利用した方は十分お分かりかと思います。JRは、1分たりとも時間が正確だと。したがって、あと30秒ある、1分あるということで、駆けつけて乗り降りするというような状況で、バス利用者が何時の電車に乗るのに、役場庁舎になんか寄ったのでは、逆に反感を買ってしまうと。こういうふうに思います。当然

だと思えます。

したがって、私は、先ほど町長から答弁ありましたけれども、私も朝夕の時間帯を避けて、役場が業務開始する10時頃から、9時半、10時頃から夕方3時、4時頃までの乗り入れがいいのかなと思えます。

全ての便を乗り入れるというのは、いろいろあろうかと思えますが、そういうふうを考えております。

したがって、せっかくの亘理町のシンボル、行政機関の要でありますから、そこにさざんか号を運行させないという議論は成り立たないわけでありますから、十分にその辺の導入についての時間帯の割り振り、路線の利用度合いといえますか、その辺を考慮しながら、ぜひ検討していただきたいというふうに思えます。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

大きな2番であります、鳥の海公園の整備についてであります。

この関係、同僚議員からも質問がありましたけれども、なるべく重複しないように質問していきたいというふうに思えます。

東日本大震災によりまして、被害を受けた鳥の海公園運動場は整備されました。しかし、野球場については、安全性の問題が発生していると私は思っております。

そこで、次の点について伺います。

(1) 野球場のダッグアウトに屋根がないため、異常気象による豪雨、雷から利用者の命を守る安全対策が欠けています。早急に整備をし、利用者の安全確保を図るべきではないかということでもありますので、答弁をお願いします。

議 長 (佐藤 實君) 町長。

町 長 (山田周伸君) 鳥の海公園野球場につきましては、先ほど通告番号で1番でありました佐藤正司議員の質問に答弁させていただいたとおり、東日本大震災で被災後災害復旧事業としまして、震災前の施設規模を基に復旧したわけではありますが、震災前にもダッグアウトがなかったために、現在の形となっておりますが、鳥の海公園サッカー場と野球場の利用者用として、大型の簡易テントが4基ございます。各種団体が協力して利用していただけるよう、周知をしているところでございます。

ダッグアウトの屋根につきましては、現状では改修する予定はございませんが、異常気象による豪雨や雷雨から利用者を守る安全確保の観点から、緊急的に野球場近くのトイレや自動車等への避難を心がけていただくよう、周知を図ってまいりたい

いと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今町長の答弁、いろいろ検討があるから云々という話がありました。ちょっとがっかりといいますか、ちょっと気持ちがありますけれども、私たまたまといいますか、8月2日に野球見に行ったんじゃないですが、サッカー場に行ったんですね。陸上競技場でサッカーやるというので応援といいますか、見物に行ったんですが、たまたまその日は物すごく天気がよくて、隣で野球やっていた。少年野球。先ほども今この鳥の海公園野球場が6月にオープンして、少年野球のメッカになっているんだという答弁先ほどありましたけれども、少年野球やっていた。たまたま知っている人から、ここは怖いんだと。避難所が避難場所になるものがない。子供たち、今雷が一番怖いと言っていました。雷鳴ったときの逃げ場がないんだと。何とか、ちょうど行ったときはテント張ってやっていたけれども、風でいろいろ吹っ飛ばされたりいろいろあります。昨今の異常気象ですから、どんな災害が起きるか分からない。

その中で、やっぱり雷からこの子供たちの命、30名、40名近くですか、父兄入れて40名近くいたんですけれども、この子供たちの命を守るのに一番大変なんだと。何とかならないんですかと。町にも要望出しているような話もあり、ちょうど行ったときも、サッカー、テント満杯で、倉庫ありますよね。あそこに。私も見せていただきました。全部満杯、交代して使ってやっていますんですが、言われてみれば、天然芝でダッグアウトないのはここだけだねと。耳痛い話も言われてきました。

私は、あまりそういうあれ持っていなかったんですが、そうなのかなと。ダッグアウト皆あるのかなと。ないところもあるんじゃないのかなと、いろいろ思っていたんですよ。

そんなことで、せっかくですから、私もいろいろあちこちコロナ対策で何もできませんから、東松島に行ったり角田に行ったり、仙台市、いろいろ行ったりして、町内皆見てきましたけれども、一番感心したのは、東松島市の鷹来の森運動公園というのがあるんですよ。機会があったらいずれ何かの参考になるかと。びっくりしました。運動公園ですから、ソフトボール、野球場が5面あるんですよ。5か所。天然芝のグラウンドが。私びっくりしました。え、何で同じ自治体でこんなにも違うものかなと。びっくりした後、悔しさも反面帰ってきましたけれども、それは、

いろいろ自治体のいろいろな特徴があるから、どうのこうの申し上げません。

悔しいから、東松島の年間予算どれぐらいなんだと、ちょっとひもといてみたら、令和元年度で一般会計407億円ぐらいですね。東松島407億円。このくらいの予算なんです。でも悔しかったですね。

したがって、それは見た話ですが、やっぱり亘理町も、私はその後、昨日一昨日も日曜日行って見てきたんですよ。一昨日も野球やっていました。だから、父兄の方々は、あとこれからあれしますけれども、テントに入って休憩でやっていましたけれども、やはり、ただ単にあそこに腰掛け、バックネット少しネットフェンスをコの字にして、腰掛けだけ並べるんだったらそんなに金かからないんじゃないかなと私思うんですよ。

例えば、カーポートのような、あんな感じ、大変失礼なんですけど、ああいう簡易なものだって、風に飛ばされないような程度のものとか、いろいろ金のかけようあるかと思います。

その辺もう少し前向きにちょっと検討してはいかがかなというふうに思いますが、町長、考え方答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今までそれに関しまして、私もいろいろ考えたことがあり、少年野球の指導者からお話があって、考えたことがありますけど、特に、あそこの特殊性というものがございまして。多分普通のほかの亘理町、宮前とかのグラウンドにもダッグアウトに屋根がついていると思いましたがけれども、ああいう仕様にしますと、二、三年でやはり塩害によりだめになるということでございまして。あそこの荒浜の場合はですね。

それを考えますと、やはり、ある程度のお金をちゃんとしてかけた形でやらないと、厳しいという、塩害といいますか、潮風によりまして、3年、4年でだめになるということでございましてので、ちょっとまだ今のところなかなか前に進んでいない状況でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 塩害、そうですね。ダッグアウトというのは、1 塁側と 3 塁側に選手たちもいるような待機場所みたいな用途があるそうでありますけれども、コンクリートでびしっと固めてやれば一番いいのかなというふうに思いますが、ただ、や

っぱり場所が場所でありますから、もう少しいい知恵を出して、ただ塩害対策に強い、何かお金のかからない材料あるんじゃないかというふうに思います。今の世の中ですから、その辺は少し検討、精査していただいて、ポジティブに考えていただきたいなど。ポジティブに、いいですか。考えていただきたい。

やっぱり子供の命を守るというのは、大事なことですから、国の宝、町の宝でありますから、何としても安全確保優先ということで、ポジティブに考えていただきたいというふうに申し上げて、（２）番に移りたいと思います。

これは、（２）番、公園内、野球場周辺に屋外用時計を整備し、利用者のサービス向上につなげてはどうかということでもあります。答弁頂きます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 公園内の屋外用時計の整備につきましてですが、運動施設を含め、公園利用者が年々増加をしております。公園利用者のさらなる利便性の向上を図るために、屋外用時計の整備も考えたいと思っておりますが、野球場や陸上競技場、防災公園など、広範囲から視認ができる時計の整備を行うには、それなりに大きさや高さが必要であり、また、潮風の影響を大きく受けますことから、塩害被害を抑える対策が施されている製品が必要となりますために、整備にかかる事業費が高額となってしまいますので、現時点の整備は難しい状況でございます。

なお、将来的な整備を見据えながら、整備費に利用ができる補助メニューについて検討、模索をしてまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 将来的に云々とありますけれども、塩害に強い時計とか、どこからでも見えるというのはなかなか難しいと思います。私もいろいろずっと二、三回行って見てきました。一番私の考えですよ。まず、つけるとすれば、設置する箇所とすれば、野球場のライト側をずっと延長したところに陸上競技場と防災避難丘のぶつかる三角点があるんですけども、ぶつかる箇所が。あの辺が一番設置するのであればいいのかな。そこですと、いろいろ大きさにもありますよ。サッカー場からも陸上競技場からも見える。野球場からも見える。こっちからも見える。

どういうふうにするかというのもいろいろあろうかと思います。私ね、スポンサー設けてやらせたらどうかなと思っているんですよ。時計寄附してくれと。いや、本当に。今ネットで、例えば何も恥しのいで。どんどんうちで提供します。プレゼ

ンしますという企業なり会社が出てくるんじゃないかというふうに、ちょっと私はこそくな考えかもしれない。思っております。

したがって、場所はあの辺がいいのか。十分に。

時計で両面の、両面ぐらいでいいのか。あと回転とかいろいろありますが、三角形とかありますけれども、それは設置、現地を見て、つける段階になったら、その辺十分に検討して精査すればいいのかなというふうに思います。

ちょっとこの辺の考え。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その件に関しましても、ぜひそういう考えもあると思いますので、前向きに、ポジティブに考えていきたいと思いますが、残念ながら、1つこの案件、通告に従っていろいろやっていた中で、逢隈駅で初めそれを企業から協賛を頂いて設置をしていた時計が故障して、取り替えなきゃならなくなったときに、その企業から次もらえなかったということで、緊急出費があったということもあります。

今はそういう形で、まずはスタート時はよろしいんですが、どのようなものが一番いいのか等、なお精査しながら、前向きにいろいろなことを考えていきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） （3）番に移りたいと思います。

公園内、野球場、陸上競技場付近に樹木が少なく、猛暑時の木陰がないと。日よけ対策をどのように考えているのか、まずお尋ねします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ご質問の日よけ対策でございますが、公園内の樹木による日よけ対策でございますが、鳥の海公園は、海に近いために、先ほどから申しているように潮風の影響を大きく受けますので、植樹できる樹木が限られてまいります。

また、鳥の海公園は、風が強い場所でありますために、維持管理も困難でありますので、樹木による日陰対策は難しいと。すぐにそれが効果を表すような対策は難しいと考えております。

そのため、公園利用者の方々には、避難丘に整備しましたあずまやをご利用頂き、運動施設利用者の方々には、先ほども答弁させていただきましたが、大型の簡易テントをご用意しておりますので、こちらでのご利用をお願いしたいと思っております。

また、なお、公園を利用される方、自らにおきまして、日傘を利用されるなどの日よけ対策を講じて頂きますことをご理解頂きたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今答弁頂きました。確かに風が強い。樹木だといろいろメンテナンスといいますか、木の葉が落ちたり、清掃とか、いろいろ、倒木とかいろいろあるかと思います。

いろいろ考えられるわけでありましてけれども、今大型テントの云々と話ありましたがけれども、これも何かダッグアウトに似たような話になろうかと思いますが、簡易な避難丘のあずまやも私もこの前も見てきたんですよ。今鳥のふんだらけで大変だね、あそこは。本当の話。

それは別にして、あんな立派なものじゃなくて、平屋の簡易な、塩害があるからすぐ壊れて腐ってしまうという話になろうかと思いますが、簡易なものの、例えばテント型のような、テントじゃなくて、そういうような常設できるような施設というか、設備といいますか、箱型のようなね。壁のないやつ。そういう屋根だけの日よけ、こういったものが何か造れないものか。ないものかなというふうに考えてもいるんですが、例えばそういうものはどうなんでしょうかね。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） やはり、そういうことも前向きに考えたいと思いますが、私の中で今頭にぱっとご質問頂いて浮かんだのが、よくゴルフ場にありますが雷から近づいてきたときに逃げる小屋がありますよね。ああいう感じのものなのかどうか。

ただ、それもこの場合、先ほどから申しているように、塩害という部分がありますので、その辺も含めまして、確かに雷から人を守らなきゃだめだというのは、今先ほど答弁ではトイレとか、あと車に逃げ込んでくださいという話をしましたが、そのほかに、こちらのほうで町としてできるものはないのかどうか、今後とも前向きに検討していきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） あの周辺にトイレ4か所あるんですね。立派なトイレが。今度多目的広場に1か所造ったから、ずっと合わせると5か所のトイレがあるんですね。

その周辺を利用した、あまり風の当たらないようなところを選んで、やっぱり造ったほうが、つけるべきじゃないかなと。

いずれ、鳥の海復興マラソンも復活するであろうと。そういった、先のことを見据えながら、ひとつ前向きに検討していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって、小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、14時25分といたします。休憩。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番。大槻和弘議員、登壇。

〔6番 大槻和弘君 登壇〕

6番（大槻和弘君） 6番、大槻でございます。私のほうから、私のほうもと言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、コロナの問題もこの時期ですので、当然出てくる話かなというふうに思いますが、それに関連する質問、それともう一つは、コミュニティFMですね。この問題について、この2つについて、大綱2つ、私のほうから通告に基づき、話をさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

第1点でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策について。

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の中で、早期に感染者を発見し、対策を取ることが感染防止につながると言われています。本町も当然対策が必要であり、長期的になることが予想されることから、感染症対策を問う。

1つとして、町内あるいは近隣にPCR検査施設の開設に向け、亘理郡医師会、関係機関と協議し、早急に整備することが必要ではないかとお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 新型コロナウイルス感染症拡大の中で、PCR検査体制を充実させ、早期に感染者を発見し、その対策を取ることが感染防止につながる重要な手段の1つと言われております。

PCR検査体制につきましては、町といたしましても、名取市、岩沼市、亘理町、山元町を管轄する塩釜保健所岩沼支所と連携を密に行い、町民が近隣でも検査を受けられる体制整備につきまして、各医師会の意見を聞きながら協議を進めていると

ころでございます。

また、宮城県は、宮城県医師会とPCR検査についての集合契約を締結する見込みとなっていることから、各医療機関が実施するPCR検査体制が充実していくものと考えておるところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 1つちょっと事前にお話聞きたいんですが、PCR検査、これまでの実際の検査するまでの流れといたしますか、町民がね。ちょっとその辺の流れについてご説明お願いしたいと思うんですが。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらのほうは、担当しております健康推進課のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） PCR検査までの一般的な流れ、行政検査となります公費負担のほうのPCR検査の全体的な流れについて、一般的な事案としてお答えさせていただきます。

まず、検査の第1段階目といたしまして、診断になります。診断につきましては、かかりつけ医、またはそのかかりつけ医がいない場合については、コールセンターからの紹介によりまして、必ず医師の診断を受けることとなります。その医師の診断に基づきまして、第2段階目といたしまして、帰国者接触者相談センターがPCR検査の実施決定を行います。その帰国者接触者相談センターでございますが、宮城県では保健所がその役割を担っております。その保健所が被験者の状態を勘案いたしまして、検体の採取施設、採る場所ですね、検体を採る場所になります帰国者接触者外来等の選定、または実施日程等の調整を図ることになっております。流れは以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） それで、今流れを教えていただいたわけですがけれども、いわゆる今言われた帰国者接触者相談センターですがけれども、いわゆる保健所ですよ。その保健所、今までは非常にそういう意味では、電話のつながりが悪いとか、これ全国的ですがけれども、そういったふうな問題があつて、実際のPCR検査そのものを受けるのもなかなか難しいということが宮城県だけじゃなくて、全国的に言われてき

たという部分あります。

亘理町といいますか、宮城県の場合ですと、いわゆる実際にやる検査施設というのは、幾つあるかちょっと分からないですけども、東北大にあるドライブスルーであるとか、今言った帰国者接触者センター、こういったところがあると思うんですが、今現在検査をやっている県の検査施設というのは、8,200ほど今やっていると、3%弱という、3%にも届いていないという状況で、WHOが言っているのは、3%から11%というのは妥当な線だというふうなことを言っているわけですよ。

ところが、届いていないんですよ。宮城県の場合。これは、数として少ないんじゃないかというふうに思うし、10万人当たりで言うと、47都道府県中42位なんですよ。宮城県が。352.2人です。10万人当たり。それしか受けていないというふうな格好になって、これから言うと、これも公表できるのかどうか分からないですけども、亘理町の町民の検査数というのは、今現在把握していますか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） PCRの検査数につきましては、市町村単位では公表はされておられません。先ほど大槻議員が申されましたとおり、宮城県全体で今現在8,200程度というふうな把握しかしておられません。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） そうすると、これは9月5日付の河北新報ですよ。皆さん方も見ていると思うんですけども、これは今までの受付のほうで今後厚生労働省のほうで今度10月で変えるというふうなことを言っているわけですよ。実際ね。分かります。

今までの流れじゃなくて、今度は発熱の患者がいたとすると、今度はこちらにつけ医に実際、あるいは身近な医療機関にまず電話すると。そこからそこでできるのであれば、例えば亘理町でそういうところがあるのであれば、そこでできるのであれば、そこで検査をしてもらおう。そして、診断もしてもらおうというような格好です。できなければ、対応できる医療機関をそこで教えていただくというふうな流れになるというふうになっているんですよ。

それを10月中に整えるというふうに厚生労働省では言っているわけですよ。

これ、どこまで情報として分かっているのか、ちょっと教えていただけますか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、宮城県が宮城県医師会と集合契約をするというのがその流れの一端でございます。

集合契約をして、検査する場所を検査協力機関というのですけれども、検査協力機関につきましては、県自体、市町村も同じなんです、公表はされない状況です。

ただし、検査協力機関の自体の判断で、自ら今日私たちのところでは検査をしますよというような公表はするそうでございます。

今入っている情報は以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ちょっといろいろな難しい話されたんだけど、要するに町でそういうふうなできる場所があれば、そこを最初にそこに電話しないというふうな形だと思うんです。

だから、整えなくてならない、さっき言ったかもしれないんだけど、整えなくちゃならないわけですね。そういうふうなところと。

それは、どこまで進んでいるのか。今段階で。全然まるきり何もしていない状態なのかどうか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 今現在郡医師会、あと岩沼の保健所と協議を進めている最中でございます。

実施をするか、各医療機関に実施をするか、しないか、そういった意思確認を現在している段階でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 国は、そう言っているわけだから、一応今の目標としては、10月中にはそれができるというふうな目標で進んでいるということによろしいですか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） この実施の役割の形になりますけれども、こちらについては、宮城県が基本的には主導となっております。

ただ、9月中には先ほど言った集合契約を結ぶというような情報は入っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 私は、そうすると、県のほうで決まったらあと連絡が来るんだというふうなことでいいのかな。そうすると。どうなんですか。

議 長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 先ほどもご説明申し上げましたが、検査協力医療機関につきましては、基本的には非公表とするというような内容でございました。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 分かりました。

いずれにしても、そういうふうな体制をこれからつくっていくんだというふうな形ですので、それはそれでいいのではないのかなというふうに思います。

現実問題として、今現在やるとすると、実際にどこにどういうふうな連絡をしていいかということもちょっと分からないというふうな状態が非常に続いているというふうには私に思っていて、実際に保健所に電話して、そして紹介されて、仙台でPCR検査を受けたとすると、そういう方もいて、そうすると、行くのもなかなか大変な状況になるというふうなことがあるので、遠距離ですよ。やっぱりね。実際に1人で行けるかどうかという、体調が悪いのに行けるかというふうな問題もありますから、そこはちょっと問題だろうと。

そしてまた、行けない方については、今保健所のほうでわざわざその方を実際に連れていってくれるわけですよ。ただ、連れていってくれるのはいいんだけど、実際問題として、本当に具合が悪くても私が本当にコロナだというふうになれば、これは周り近所で見える目がありますよね。したがって、自分からはそう言えないので、だから、保健所のほうと話をして、どこか待ち合わせをして、実際行くというふうなこともやられているわけですよ。実際に。

だから、そういう意味では、近くにあるということになれば、一定程度安心だし、行くにもそれなりにいいのかなというふうに私は思っているんで、ひとついい方法かなと思います。

ちょっと2つ目のところに入りますけれども、2つ目については、町民の不安解消のために、役場内に新型コロナウイルス対応窓口を設けてはどうかということでございます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と終息が見通せない中で、町

民が不安に感じていること、また、その不安も健康面だけでなく、様々な分野にわたっておりますことも十分に承知をしているつもりでございます。

町としましては、現在のところ新型コロナウイルス感染症対策の対応窓口、いわゆる総合部署を設置しているわけではございませんが、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、総合的な調整を行いながら、健康や福祉、そして経済等の各分野の専門セクションにおきまして、各分野で対策を講じながら、感染症拡大に伴う不安解消に努めているところでございます。

また、町民の不安の中でも一番大きな割合を占めております健康面についてですが、町としましても、保健所等、各関係機関と連携しながら、町の専門職が親切丁寧に健康に関する相談を実施しております。

加えまして、宮城県の健康相談体制も電話回線や人員を増やし対応しております。

宮城県下統一的な体制で実施することが望ましいと考えておりますので、今後も広報やホームページ等におきまして、その周知を行いながら、継続して親切丁寧に健康面での不安解消に努めていきたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 今の話だと、各部署でやっているというふうな見方をされたというふうに思うんですが、私が言っているのは、コロナ対策の1つの窓口として設けたらどうなんだという話をしているわけで、先ほどお話を言いましたように、受診体制とかというのは、10月中には変えるというふうなことを言っているわけですよ。だから、これも含めて、町民に関すれば、どれがどうなっているかというのは分からないわけですよ。早い話。

そういうことからすると、どこか1か所、やはり設けるべきではないのかと。総合的なところ1つね。そこから割り振ってでもいいとは思いますが、そういったところが必要なのではないかなと思うんです。

大体今こういうことを思うと、実際のこういうことの相談が仮にあるとすれば、健康推進課ということでもいいんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） いろいろな案内には健康推進課の番号を下に記載をしておりますので、健康面での不安があれば、健康推進課のほうで、そちらのほうで担当する者がおりますのでやっております。

ただ、先ほど町民の中に不安というのいろいろな経済面での不安とか、様々な考えがあるものですから、そういう形の答弁をさせていただきました。ご了承下さい。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 経済的などところについて、町長も努力をしていただいて、いろいろな面で寄附金なりなんなり出していただいたりすることについては、御礼を申し上げたいと思います。

ただ、私が言っているのは、実際の体調の問題であったり、そういったところになるので、これが健康推進課でやるのであれば、やるとしても、健康推進課だというのがよく分からないんですよ。町民からすると。だから、私から言わせれば、そうであれば、実際窓口のところ、コロナ対策というふうな格好で出すとか、何かそういう分かりやすいことをやっぱりやったほうがいいのではないかということをお願いしたいわけです。

そういうことが実際にできるというか、そういう体制、本来であれば、どこか1か所窓口でやってもらえば一番いいんだけど、それもなかなか難しいということであれば、健康推進課が窓口なんですよというふうなことをやっぱりもう少しアピールすべきではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 窓口につるしたりなにか表示しますと、やはり現在いろいろこの問題というものは難しい部分もはらんでおります。その辺も考えまして、やはり広報とか、そういうやつで健康面の不安面はこちらにとか、そういう形をもう少し前面に出していきたいと思います。

窓口でのやつは、ちょっとまだ控えさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ちょっといろいろな努力していただいて、分かるように、町民に分かりやすいような形でやっていただきたいというのが基本的な考え方です。

ですから、そういったことでお願いしたい。

これは、町民といってもいろいろあって、町民のほかにも企業あったり、団体あったり、あるいは学校の児童、保護者とかいるわけですね。学生さんとか。これは、そうすると、健康推進課ではないんでしょう。この、例えば今言った学生さん

とか、そういう方たちについては。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらのほうは、学校を所管しております教育長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 子供たち、それから、保護者のほうには健康面で心配がある場合は、まずは医療機関にかかっていたいただきたいということで案内をしておりますので、それが一番かなと思います。

また、今の先ほど町長が答弁したとおり、必要であれば、健康推進課のほうに来て相談させるかなというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 今言ったように、いろいろな部署があるので、ちょっと分かりづらいということもあるので、もう少しPRのほう努めていただきたいなというふうに思います。

3番目に移りますけれども、町民に対して感染や不安や疑いのある場合の対応マニュアルなどを作成して、周知をしてはいかがかということです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町民の感染症への不安や疑いのある場合の対応マニュアルでございますが、感染疑い等の対応につきましては、PCR検査体制や医療機関の受入れ体制が前提になっております。

前段の質問の回答でも触れておりますが、PCR検査体制等が前提になっておりますことから、感染対応に係る市町村独自の対応マニュアルではなくて、宮城県下統一的な体制で実施することが望ましいと考えております。

現在は、宮城県が作成しております令和2年5月18日版の「新型コロナウイルスを防ぐには」というリーフレットの内容で対応している状況でございます。

今後もPCR検査体制の拡充等の状況変化を確認をしながら、引き続き対応してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 県が主体だと再三言われていますけれども、そのとおりなんだと思います。

ただ、町への関わりというのは、一応大きいというふうには思っているし、町民が頼るのは県に頼るよりは、町民というのはやっぱり町に頼るのが大きいだろうということがあるので、私はそういったことに対するマニュアルなどを作成したらどうなのかというふうなことを申し上げたし、特に、一番心配なのは、風評被害なんですよ。

どこかの町であったけれども、1人出たとすると、その家庭はもう引っ越しをしなくちゃならないんだというふうな状況まで追い込まれるわけです。

そういったことも含めて、対応マニュアルであるとか、そういったことをやっぱり作っていかねばならないだろうし、あと、町独自のこともあると思うんです。

さっき言ったとおり、10月から今度変わるということになれば、そういったことも含めて、このマニュアルの中に書き込むとか、何かそういう努力をしていただきたいなと思うし、趣旨としては、2番、3番同じなんですけれども、いずれにしても、町民が相談しやすく、分かりやすい体制というのは、町をどうつくり上げていくのかというのが一番の私が言いたいところで、そこは十分考えていただいて、対応を図っていただきたいと思うんです。

最後に町長、何か一言。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今大槻議員からお話ありましたけれども、やはりこの新型コロナウイルス、やはり仮に町内で1人でも1人目、2人目、本当に感染した場合に、その家族というものを含め、大変なことになるというのは、今の情勢ではそのような、以前に出たところはそのような形というのは、私も聞き及んでいるところでございます。

しかし、亘理町では、あくまでも皆さんにぜひ落ち着いていただいて、行動していただけるように、そちらのほうも含めまして、町民の皆様にお知らせをしていくべきだろうなというふうに考えております。

とにかく、私聞いたのでは、何か石を家に投げられたとか、とても住んでいられる状況じゃないというような話もお聞きをいたしました。

絶対そのようなことがこの亘理町で起こらないように、もうどこでかかったかも分からない部分というのは、その人の責任ではないわけでございますので、その辺も十分に町民に知らせながら、皆さんが安心して生活できるような町にしていく

いと思いますので、議員もよろしくお願ひしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひお願ひをしたいと思います。

特に、亘理町の場合は、仙台のベッドタウンというふうなことから、いつそんなことがあっても不思議ではないというふうなことから、ぜひとも対応方ひとつお願ひをしたいなというふうにあります。

お答えを頂かなくて結構ですけれども、ちょっと私のほうから一言だけ言いたいのは、私保健所のほうにも行ってお話を聞いてはきたんです。岩沼保健所は、当然先ほど言ったように、亘理郡と岩沼市と名取市というふうなことであります。その中で、かつては保健所というのは、岩沼保健所と言われていたそうですよね。それが今は塩釜保健所岩沼支所です。こういう形になって、格下げというか、人も減ったわけですよね。そういうふうな体制で、1994年に847あった全国の保健所が今では469しかないんですよ。

だから、こういったことも含めて、やはり私はもう少し多ければ、体制はもっと取れたんじゃないかというふうに思っているんです。

そういったことを含めて、私は町長とかにお願ひしたいのは、事あるたびに県のほうに多くするべきだと。国のほうに、そういうふうな思いを伝えていただきたいというのを申し上げて、1点目の質問については終わりたいと思います。

2点目の質問でありますけれども、コミュニティーFM放送の活用についてお伺いをいたします。

近年、全国的に河川の氾濫など、風水害が毎年常態化していると考えられる。そこで、災害対応の重要性を認識し、町民に情報を伝達する方法として、地域のコミュニティー放送を活用し、詳細な情報を発信すべきと考えるが、いかがか。

また、町政の施策について、町長がコミュニティー放送を通じ、定期的に町民に説明をしてはいかがかと。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 初めに、災害時におけるコミュニティーFMの活用について申し上げますが、平成30年7月24日に災害時における放送に関する協定を株式会社FMわたりさんと締結をさせていただいております。

災害時には、協定に基づく要請で、災害に関する緊急の警報や通知などの災害放

送を行っていただくことにしております。

また、近年の災害対応におきましては、協定に基づく要請までは行っておりませんが、気象情報や避難情報などをFM放送でも発信していただいておりますので、引き続き連携を取りながら、災害対応を行っていきたいと考えております。

次に、町政の施策について、定期的に放送してはというご質問でございますが、これまで町民に対する町の施策や新規事業に関する情報発信は、広報紙やホームページ等を通して随時発信しているところでございますが、コミュニティーFMにつきましても、重要なツールであることは確かであると考えております。

このため、国が新型コロナウイルス感染拡大を懸念し、全国に緊急事態を発令後、私自身、コミュニティーFMに出演をしまして、本町における感染防止対策の取組等についてご説明をさせていただきました。

今後、定期的な出演による情報発信につきましては、期間や回数等を含め検討し、コミュニティーFMと協議をさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） コミュニティーFM放送と今後とも協議をしていきたいというふうな、前向きな答えというふうに捉えていいかと思うんですが、最初の方の問題ですけれども、災害協定を結んでいるというふうなことになっているわけですから、当然そのときにそのFM放送を利用するということは、非常に大切なことではないかと私は思うんです。

昨年の台風19号あったわけです。昨日一昨日は、台風10号ということで、九州なり、あちらのほう大変な状況にありましたけれども、亶理町の場合は、亶理町といえますか、昨年の台風19号、これによって、結構な被害も出たわけですが、このときに災害協定を結んでいるわけですから、実際に放送、そういったものをしたのかどうか。

先ほどのお話だと、情報、天気の情報なりなんなりという話をされたと思うんですが、それだけじゃなくて、せっかく結んでいるのであれば、そういうふうな放送をしてもらおうというふうなことが必要だったのではないのかなというふうに思うし、実際どうだったのかなというふうに思うし、高齢者というのは、やっぱりメールとか、それから防災無線も聞こえないですし、なかなか風雨が強くて。高齢者の方はメールを使うのはなかなか難しいということ考えた場合には、やっぱり災

害協定を結んでいるわけですから、そういったものを活用しながら、運用していくというふうなのが一番いい方法ではなかったのかというふうに思うんですが、昨年はどうだったんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 昨年の10月の台風19号時であります。そのときは、主に町としては、Lアラートと言いました。NHKとかテレビの上からずっと亘理町の今の状況をそちらのほうに入力をしまして、町民に知らせたのが主でございます。

もちろん、放送とあとメールもやりましたが、テレビでのそちらのほうにさせていただきました。

あの場合は、まだ停電箇所がなかったものですから、それができたわけですが、仮に私の中の考えでは、当時は、仮に停電が起こってテレビが見えない、ほとんどの人が見えない状況になったら、そのときはFMかなと、コミュニティーFM、FMあおぞらさんをお願いするしかないのかなというふうな考えでございましたが、当日におきましては、まだテレビが見えた状況でございましたので、そのような形で対応しました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 結構FM放送というか、これは使い度があるというか、そういうものだと私思っていますし、私この間1回、2回くらいかな、防災ラジオの一般質問も今までしてきたわけですね。自動で起立型のラジオがあるわけですから、あれを採用したらいいんじゃないかというふうなお話をさせていただいたんですけども、実際現場といいますか、19号あって、次の日に私回って見たんですね。そうすると、やっぱり堤防沿いの方であっても、避難をしない方というのは結構いるんですよ。なぜしないのかというと、やっぱり緊迫感がないのではないかというふうに私思うんですよ。臨場感がないと言ったらいいのかな。

どうしてもやっぱり私たちも同じだけれども、どういうタイミングで逃げるか。確かに、避難しなさいということ町から出されてはいるけれども、現実問題として、逃げるかというとなかなか逃げるところまでいっていないように思うんです。

隣近所の方が動き出すと、やっと動くというような現状ではないかと思うんです。

そういったことを考えた場合には、このFM放送で何回にわたっても、やっぱりそういうことを言うていただくというのは、放送していただくというのは、そうい

う意味では、緊迫感あるいは臨場感を出す意味でも、そういったものが利用できるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しましては、議員の今のご質問に関しましては、今後の災害時の対応ということで、FMさんのほうも考えてまいりたいと思います。

ただ、いつもどうしても通常放送時間がそんなに遅くまではやっていない放送局でございます。その関係で、ただ、自宅からそれがうまくできるのかどうか。その辺も確認をしながら、そういう対応をしていただけるかどうかも考えていきたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 私もFM放送のラジオ番組見たんですけれども、確かに時間帯が夜はやっていなかったりしているんですけども、私直接確認したんですけれども、それは要請があれば、当然夜もやりますしというふうなことですし、ぜひやらせてくださいというふうなこともあるので、それは確認をしていただいて、そして、協議をしていただければいいのかなというふうに思うんです。

そういう意味では、FMのほうもそういった意味で一緒に協力をしたいという意思は相当持っているみたいなんです。

ですから、やっぱり声をかけていただいてやっていただきたいなというふうに思うし、「なとらじ」とか、名取ですね。それから、岩沼、この放送局にも役所にも行ったんですけれども、それはやっぱり夜とかについても、30分に1回とか、1時間に1回くらい放送しているみたいなんです。わざわざ放送のFMの方が泊まって、泊まりがけというか、そういう形でやっているというふうなこともあるので、体制をつくるのであれば、そういったことにもできるのではないかとというふうに思うんです。

さらに、協議をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、特に、せっかく洪水のタイムラインというもの作ったわけですね。ですから、台風とか来た場合には、今から何時間後にはどうするというふうな動きも当然分かってくるわけであって、そういったことをFM放送の中でしゃべってもらってもいいのではないかとと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今後の課題として、その辺を考えていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、先ほどお話し頂いた、ちょっとよく分からなかったんですけども、名取とか岩沼では、町の施策として町長が例えば1週間に1回とか、1か月に1回とか、とにかく何日だか忘れましてけれども、そういった形で施策を発表するとか、FM放送を通じて。そういったことをやっているわけですよ。

そういったこととか、できないんでしょうかということをお聞きしたんですけども、答えとしてはどうだったんですか。よく分からなかったんですが。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在のところ、月1回とか、週1回とか、そういうのはやっておりません。

今後につきましても、ただ、岩沼市とかと比べた場合、FM局ができた生い立ちもまた違いますし、独立されているのは、こちらの亘理のFM局でございます。その辺もありますので、その辺も含めて、今後検討していきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひ検討していただきたいなというふうに思いますし、あと、教育長にお聞きをしたいんですけども、今回コロナの問題があったわけですが、そのときに、FM放送等の間で先生方と子供たちが、ちょっと詳しく分からないんですが、そういうふうなものを利用してやったということもあったというふうに思うんですが、こういった活用の仕方もあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 今回のコロナで、学校のほうの臨時休業しなければいけなかったこととかありますものですから、それを何とか保護者のほうに正確に伝えるためには、ありとあらゆる情報媒体を使うしかないなということで、学校のホームページ、それから、防災無線、そしてコミュニティーFMと、あとメールを全て使わせていただきました。

また、その中で、学校と子供たちを何とかつなぐ方法はないだろうかということ

で、FMさんのほうにお願いをして、学校の声を子供たちに届けたいということで、お願いをして放送してもらった経緯があります。

その後、放送が落ち着いた後に、必要があれば、結局必要があればということは、何かその番組の編成上、もし要望があれば、学校の情報を適宜発信することも全然構わないので、ぜひ声をかけてくださいというふうにはFMのほうにはお話ししてございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） そういうふうな形で、せっかくできた放送と申しますか、FM放送でもありますので、ぜひ利用して、そして、今後防災の関係から言えば、今までとは違って、本当に大変なゲリラ豪雨とか、そういったもの非常に多くなるというふうに思うのは、テレビとかも見ていればもう当然分かるわけですよ。今後とも、だから、そういった媒体も使いながら、ぜひやってほしいというふうなことを含めて、私のほうからは終了させていただきたいと思えます。終わりたいと思えます。

議長（佐藤 實君） これをもって、大槻和弘議員の質問を終結いたします。

次に、4番。結城喜和議員、登壇。

〔4番 結 城 喜 和 君 登壇〕

4 番（結城喜和君） それでは、4番、結城喜和、通告に従いまして一般質問をいたしたいと思えます。

亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。

亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、4項目の基本目標、「亘理町に住みたい、住み続けたい」との思いを実現させるため、人口の将来展望で掲げた6つの基本的視点で構成されております。

計画期間の5年間では、特に優先的、重点的に取り組むべき施策群（本目標）を3つの基本目標を掲げていますが、今回は、そのうち2点質問いたします。

1点目、（1）基本目標1、産業（観光）振興に掲げる施策について。

①12項目のそれぞれの進捗状況と課題について。

②今後の取り組みについてですけれども、①、②は関連がありますので、併せて答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、ご質問の基本目標1の産業（観光）振興に掲げる施策につい

てでございますが、ちょっと12項目にわたることから、ちょっと長くなりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、少子化や高齢化により、人口減少が進む中で、総合的な政策の推進を図り、「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたり」を目指しまして、人口減少を克服するため、戦略目標を掲げ、策定したものであります。

ご質問の基本目標1、産業（観光）振興に掲げる施策については、12項目に及びますが、各項目の主な取組に絞って、それぞれの進捗状況と課題、今後の取組につきまして、一括してお答えをさせていただきます。

施策1項目「亘理農水産物のブランディングの確立」につきましては、平成27年度から3年間国の地方創生事業を活用しまして、宮崎県の日南市、静岡県磐田市、本町の3市町での連携事業としまして、産地ブランド力の向上を図ることを目的に、ブランディング連携推進協議会を設立しまして、地元特産品の商品開発等に取り組み、産地PRを全国的に発信をまいりました。

今後も町としましても、関係機関と連携しながら、ブランド化に向けた新たな商品開発を進めていきたいと考えております。

施策2項目の「6次化に向けた加工・販売のマッチングへの支援」につきましては、これまでも農水産業の関係機関と連携をしまして、地元の農水産物の加工品の新たな商品開発に努めており、町内の直売所での販売のみならず、町内外の物産イベント等へ参加して販売をしております。

今後も国や県の支援事業を活用しながら、関係機関と連携しまして、6次化の推進に努めてまいりたいと思っております。

施策3項目の「農業関係機関連携による新規作物の導入とその確立」につきましては、作物の研究・開発を進めております宮城県のオリジナル品種を基本に、普及センターや農協が中心に普及推進を行っております。

今後も本町の気候風土に適し、かつ収益性の高い新規作物の導入につきまして、農業関係機関と検討してまいりたいと思ひます。

施策4項目「農業の協業化・組織化・法人化のモデルづくり」につきましては、震災農地復旧後の平成27年度以降、町内で5つの集落営農組織、4つの法人が成立しておりますが、今般の担い手の高齢化や後継者不足の問題など、地域農業の課題

に対応していくために、個人の担い手のみならず、集団や組織で支える仕組みづくりが重要となっていくことから、今後も関係機関と連携をしまして、協業化、組織化、法人化の推進に努めてまいります。

続きまして、施策5項目の「観光イベントによる地域活性化」につきましては、本町の主要なイベントであります「わたりふるさと夏まつり」「荒浜漁協水産まつり」「伊達なわたりまるごとフェア」は、亘理町観光協会で運営しており、それぞれのイベントは実行委員会を組織しまして、亘理山元商工会、県漁協仙南支所、みやぎ亘理農協をはじめ、関係団体の協力を頂きながらイベント内容の企画を協議しながら、亘理町に多くのにぎわいを創出するために開催しております。

おかげさまで、町の恒例イベントとしまして認知され、年々来場者数も増加傾向にあり、本町への交流人口の増加につながっております。

また、民間主体によるサイクルイベント等の開催支援も行い、こちらも交流人口拡大に一定の成果を上げております。

今後も年間を通じました地域活性化イベント事業を実施するとともに、県内外との交流事業のほか、民間主体によるイベント等の開催支援を行い、通年観光イベントの実施体制を確立し、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、施策6項目「インバウンドに向けた受入れ環境の整備」でございますが、平成29年2月に宮城インバウンドDMO推進協議会（県南4市9町）を組織しまして、一般社団法人宮城インバウンドDMOとの連携の下、旅行商品の造成やPR動画の製作をはじめ、機運を醸成するため、事業者向けの各種講座や現地企業への直接セールスなどを実施しております。

本町においては、はらこめしや温泉、着物地での小物作り体験などを盛り込んだ旅の最終日に仙台空港周辺地域を巡るタクシープランの造成や名亘地区をルートとするサイクリングコースの設定などを行っております。

また、町の観光情報を発信する媒体として、「ぶらっとわたり」を平成29年3月に公開し、多言語で国内外に発信をしております。現状で、訪日外国人旅行者の目的となるコンテンツは本町にはなく、認知度もない中で、単独でのインバウンドの取り込みは難しい状況ではありますが、今後も認知度向上のために情報発信に取り組んでまいります。

施策7項目「体験型観光拠点の開発整備」につきましては、拠点となりますB&

G海洋センター艇庫を株式会社海族DMCに年間を通じて運営を委託し、メディア等を活用しながら集客増加につなげているところがございます。

震災による鳥の海湾内の砂の堆積によりまして、航路が浅くなっており、潮位の干満により使用できる時間帯が限られてしまうことがあり、集客に影響が及んでいると捉えており、しゅんせつにつきましては、引き続き県に対し陳情等を行っていきたいと考えております。

次に、歴史・文化の体験散策につきましては、文化財や史跡等を巡るのに役立つ「亶理町文化財マップ～わたりの歴史巡り～」を作成しまして、郷土資料館などの生涯学習施設に加え、鳥の海スマートインターチェンジでも配布をしております。このマップには町の遺跡や指定文化財、城下町ゆかりの地名石柱を掲載しているほか、散策のモデルコースも載せております。また、散策地として来訪者の多い亶理伊達氏歴代墓所においては、3霊屋のうち最後の修復となります伊達実元霊屋を今年度と来年度の2年間で修復をしまして、現在実施している成実霊屋と併せまして公開することで、集客増加を図っていきたいと考えております。

施策8項目目「商業機能の充実によるにぎわい創出支援」につきましては、これまでに特に空き店舗を活用した担い手育成や雇用の創出を進めるため、亶理町空き店舗活用推進事業により、新規出店に向けた助言と補助金による支援を行っております。

従来からの商店街について、個別店舗の状況を見ますと、住居部分と店舗部分を共有したものが多く、店舗部分のみを貸し出すことが困難であり、貸出しを希望する所有者と対象物件数が少なくなっておりますので、今後は、空き店舗の活用に加えまして、新規に店舗を建築するような場合につきましても拡充し、支援すべきかどうか検討していきたいと考えております。

続きまして、施策の9項目「農業・漁業における雇用の創出」と10項目「若い世代の就農・就業者への支援」につきましては、関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

農業については、平成27年度より亶理高校の園芸コースの生徒を対象に、農業を職業選択の1つとして考えてもらうことを目的に、いちごファームにおいてイチゴの就農体験を実施しており、近年は対象者を一般の方まで拡充し、品目も野菜を追加しまして、就農につながる人材発掘を関係機関と連携しながら行っております。

また、新規就農者の支援につきましては、関係する機関と情報を共有しながら、就農まで一体となりサポートを行っております。

水産業につきましても、宮城県が実施している漁師カレッジ長期研修の現場研修先としまして、荒浜の漁業者が研究生の受入れを行っております。

農漁業ともに、就農、就業に至るまでの支援体制づくりを関係機関との連携を図りながら構築していきたいと思っております。

施策11項目目「産学官連携による新事業開発・起業支援」につきましては、起業しようとする方からの相談があった場合、専門的な知識を持つ経営指導員を擁する亘理山元商工会と連携をしまして、一体的に支援を行っておりますので、今後この体制を強化したいと考えております。

また、大学等の連携につきましては、なかなか具体的な案件がなく、実績はございませんが、今後必要に応じて仲介してまいりたいと考えております。

最後に、施策12項目の「若者から高齢者までの就業支援」でございますが、まず、亘理中央地区工業団地への企業誘致によりまして、舞台アグリイノベーション株式会社様、そして、株式会社コスメティック・アイダ様の2社が操業を開始しており、株式会社逢隈製作所様が本社工場を移転新設し、今年12月には稼働する見込みとなっており、町民の雇用機会の拡大が図られております。

また、高齢者の就業、社会参加の場の充実を図るため、亘理町シルバー人材センターに対しまして、平成9年の創立以来、町として密接な支援を継続してきており、単に高齢者への就業の場を提供しているだけでなく、町内において人材が不足しがちな分野でいまや貴重な戦力として期待される組織に育っております。

今後企業誘致については、亘理中央地区工業団地につきまして、現在分譲中の7.6ヘクタールに加えまして、残り7.3ヘクタールの造成を早期に開始しまして、継続して工場等の誘致を行ってまいります。

また、高齢者の就業、社会参加の場の充実については、亘理町シルバー人材センターでは近年はデスクワークを希望する会員も増えておりますので、こうした状況の変化にも柔軟に対応できるよう、財政的な支援に加え、運営面の強化についても協力関係を拡大させていきたいと考えております。

以上が12の施策それぞれの進捗状況と課題、今後の取組でございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 結城喜和議員。

4 番（結城喜和君） ただいま町長より答弁がありました。何点か再質問をさせていただきます。

施策3の「新規作物の導入とその確立」についてですが、本町の特産品であるリンゴ、イチゴがありますが、収益性の高い作業時期が重ならない新規作物の導入を具体的に検討しているのか伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらに関しましては、農林水産課の課長より説明をさせていただきますと思います。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ご質問の新規の作物なのですが、こちらの試験栽培につきましては、これまでも県の協力を得ながら、様々取り組んできた経緯がございます。

そして、質問にあった本町のイチゴ、一番はイチゴなのですが、イチゴと出荷時期がかぶらないという作物として、ブドウのシャインマスカットのほうを現在県の普及センターの指導の下、実証圃場として2軒の果樹農家の方が取り組んで、現在試験栽培をしているという状況でございます。

シャインマスカットにつきましては、ご存じのとおり、現在消費者ニーズが非常に高く、価格も高価格で取り引きされているというような状況でございますので、現在町といたしましても、実際取り組んでおります試験圃場、そちらの試験結果を現在注視しておりますので、今後町といたしましても、シャインマスカットが互理町に根づくかどうか、そして、根づきましたら、そちらの栽培に関しましても、支援策等についても考えていきたいと。

あわせて、さらに県と協力しながら、新しい品種の導入も考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 結城喜和議員。

4 番（結城喜和君） シャインマスカットですけれども、シャインマスカットの研修が実際9月1日に県の試験場でありました。本町からも多数の参加があり、非常に高い感心を持っておられるとのことでした。

早急に、高級ブドウですけれども、高級ブドウのシャインマスカットの普及及びブランド化に向けた取組を進めるべきと考えております。

続いて、施策7の「体験型観光拠点の開発整備」についてですけれども、来訪者の多い亙理伊達氏歴代墓所において、3霊屋全ての修復を終えるようですけれども、ご開帳は2霊屋にとどめる理由と成実霊屋に隣接する歴代墓所、整備する予定はあるのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ご開帳は2霊屋にとどめる理由ですね、こちらのほうまずさせていただきますと、ご開帳につきましては、成実霊屋には木造、あと実元の霊屋には位牌が安置をされておりますが、実氏の霊屋には何も納められていないということですので、今のところ2つの霊屋のほうの開帳を考えております。

歴代墓所の整備につきましては、実元霊屋の修復後に環境整備に取りかかり、観光地としての活用も図る考えでおります。

議長（佐藤 實君） 結城喜和議員。

4番（結城喜和君） 「亙理町文化財マップ～わたりの歴史巡り～」がありますけれども、そういうものを活用して、町内外にもっとPRして、さらなる集客増加を期待しております。

続きまして、施策8ですけれども、「商業機能の充実によるにぎわい創出支援」についてですけれども、空き店舗の活用に対しては、補助金などの支援はされておりますけれども、従来の空き店舗の場合、店舗を貸す人と対象となる物件が減ってきているとのことでした。現状では、空き店舗を活用しないと補助はありませんけれども、出店希望者の中には空き店舗ではなく、新しく建てたいという方も当然いると思われれます。こうした方を支援するための補助制度も早急につくるべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町から支援制度があるということは、個人事業者や小規模な企業にとっては、新規出店に向けて1つの大きなきっかけになると思います。

亙理地区などの既存の商店街だけではなく、例えば荒浜地区では、地元の方を中心に、「にぎわい回廊商店街」を運営していただいておりますね。現在。今後地域全体の波及を考えますと、新規出店の店舗の出店も重要になってくるのではないかと思います。

亙理山元商工会とも協議をさせていただきながら、制度の拡充に向けて、前向き

に検討を進めていって、そのような支援制度もできるように考えていきたいと思
います。

議 長（佐藤 實君） 結城喜和議員。

4 番（結城喜和君） 今後はですけれども、既存の商店街だけではなく、新規の店舗建築
にも制度を拡充して、地域全体に波及できるよう、早急に取り組んでいただきたい
と考えております。

次に、施策9「農業・漁業による雇用の創出」と施策10「若い世代の就農・就業
者への支援」についてですけれども、農業の新規就農者に対して関係機関と連携し
た一体化した相談窓口はあるのか伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在新規就農者の一本化した総合的な窓口は、残念ながら設けてお
りません。経営技術指導関係におきましては、県の普及センター、営農と資金関係
はJA、農協ですね。そして、農地契約関係は農業委員会、そして、各種支援制度
は町と、分野ごとに相談に対応しまして、相談内容をその4者で共有をしていると
ころでございます。

今後は、各関係機関と協議をしまして、総合的な支援、相談窓口、支援窓口の体
制づくりに向けて、こちらのほうも前向きに検討していきたいと思ます。

議 長（佐藤 實君） 結城喜和議員。

4 番（結城喜和君） 関係機関と連携した相談体制の整備、新規就農者、新漁業者につい
ては、不安をできるだけ払拭してもらわないといけません。支援拡充を図って、就
農・就漁業者の増加をできるだけ多くなるよう期待しております。

それでは、再質問の最後になりますけれども、施策12「若者から高齢者までの就
業支援」についてですけれども、中央地区工業団地に3社誘致し、町民の雇用拡大
が図られているとのことでした。実際にどのくらいの地元雇用につながっているの
か伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ちょっと私のほうで数字まで押さえていないものですから、こちら
のほうは商工観光課長にお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） それでは、誘致した企業、こちらがどのくらい地元雇用につ

ながっているのかというご質問ですけれども、誘致しました3社の現在の従業員数と、あとそのうち町内在住の方が何人いるのかということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、舞台アグリノベーション株式会社のほうが従業員が58名おりまして、このうち町内在住の方が26名となっております。

続いて、株式会社コスメティック・アイダ、こちらは従業員が151名、このうち町内の方が85名ということになっております。

最後に、株式会社逢隈製作所ですけれども、従業員が27名、このうち町内在住の方が13名になっておりまして、12月の工業団地への移転に伴って、10名程度新たに求人するというところで伺っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 結城喜和議員。

4 番（結城喜和君） ただいまの回答では、亶理町在住者約130名ちょっとになると思いますけれども、雇用があるということでした。亶理中央地区工業団地については、分譲中7.6ヘクタール、残り7.3ヘクタール、合わせて15ヘクタールがあると思われまます。企業誘致を強力に行って、地元雇用をできるだけ拡大を期待しております。

続いて、2点目の質問になりますけれども、重要業績評価指標の目標の達成状況について伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 重要業績評価指標の目標達成でございますが、基本目標1「産業（観光）振興」における重要業績評価指標（K P I）につきましては、5つの指標を掲げまして、目標値を設定しております。

指標1点目の「第1次産業における新規就業者数」につきましては、目標値4人に対しまして、農業が9人、水産業が1人、計10名という結果でございます。

つぎに、指標2点目の「農業法人数」につきましては、目標値7社に対し8社との結果となっております。

続きまして、目標3点目の「現地ガイド養成講座参加者数」につきましては、目標値年間30名としておりましたが、当町におきます観光ガイドの必要性及び実施方法等を協議した結果、ガイドを常駐させるのは難しいことから、実施を残念ながらしておりません。町の観光情報を発信する媒体としまして、「ぶらっとわたり」を平成29年3月に公開しまして、多言語で国内外に発信しておりますので、当面こち

らの普及、定着を図りたいと考えております。

次に、指標4点目の「空き店舗の活用数」につきましては、目標値通算15件に対しまして14件で、目標はおおむね達成していると考えております。

最後、指標の5点目「シルバー人材センターの会員数」につきましては、目標値350人に対し294名と、目標値を下回っておりますが、病気や加齢を理由に退会する人も多くいる一方でございますが、一方で、健康維持のために、そのような理由から入会する方もおり、近年300人弱の会員数で推移をしているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 結城喜和議員。

4 番（結城喜和君） ただいまの答弁で、農業の新規就農者9名、水産業1名とのことでありましたが、まだまだ少ない就農者数だと言えます。

農産物の収益が上がるまでの町独自の支援策は考えておるのか伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これにつきましては、機械とか施設の補助等ございますが、詳しくは、農林水産課長のほうから答えをさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 農業の新規就農者の支援策ということなんですが、毎年国のほうの補助事業を活用してもらって、まず就業者のほうにはその支援策を活用していただいております。

そちらの事業につきましては、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、こちらを毎年数名が利用して、こちらのほうをまず活用していただいているというような状況でございます。

今年度、予算にも計上しておりますが、6名こちらのほうを活用していただいております。

同じく、こちらも国の事業なんですが、青年等就農資金優遇措置、こちらを利用していただいております。こちらは、新規就農者に限り、最初の準備資金を無利子で利用できるという、国の事業でございますが、こちらのほうをまず紹介させていただきます。

大きくは、この2本をベースに活用してもらっているんですが、また、町独自の

新規就農支援といたしましては、昨年設立させていただきました復興交付金事業等での方々から寄附金として頂いております基金、こちらを設立しまして、その基金を活用した支援事業を今年度から展開いたしております。

主には、新規就農者を対象にいたしました、取得した機械、施設、こちらに対しての補助、2分の1以内の補助で限度額100万円という事業なのですが、そういう今期から始めた支援事業、そして、併せまして、定住型支援ということで新規農業者、漁業者に限定いたしまして、亘理町にお住まいになり、住宅を賃貸借で借りた方、こちらの方にも家賃の2分の1補助を最長で3年間利用できるというような、町独自の支援策も展開しておりますので、そちらのほうで皆様に推奨といいますか、周知をいたしまして、新規の農業者、漁業者の確保に努めているというような状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 結城喜和議員。

4 番（結城喜和君） 農業、漁業については、技術的に難しく、収益を上げるまでの時間を要します。町独自の支援策を講じて、新規に始める方々が安心して取り組めるよう、体制づくりを推進するべきと考えております。

質問、以上ですけれども、最後になりますが、亘理町を知り、亘理町に魅力を感じ、亘理町に住みたい、住み続けたいと思っていただけることが人口減少の流れを変えることができると信じております。

総合戦略の目的は、人口減少克服、地方創生を実現するために、有効な施策を迅速に、重点的に実施されますよう期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤 實君） これをもって結城喜和議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は、通告6番までとし、通告7番からの一般質問は明日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は、明日午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時35分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山茂男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 高野 進

署名議員 結城 喜和